

平成10年第2回沼田町議会定例会会議録 (1日目)

平成10年6月17日(木)

午前10時02分開会

1. 出席議員

議長	4番	吉尾政春	議員	1番	谷口清治	議員
	2番	橋場守	議員	3番	大沼恒雄	議員
	5番	吉田俊一	議員	6番	吉田好宏	議員
	7番	森井章夫	議員	8番	横山峯生	議員
	9番	野道夫	議員	10番	久保寛	議員
	11番	山木一男	議員	12番	杉本邦雄	議員
	13番	室田俊朗	議員	14番	中村進	議員
	15番	山田英次	議員	16番	伊藤初	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	篠田久雄	君	監査委員	岩寺一之	君
教育委員会 委員長	山本秀雄	君	農業委員会 委員長	小西義光	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	西田篤正	君	収入役	篠田繁彦	君
総務課長	市橋忠晴	君	財政課長	平木昭良	君
産業課長	矢野潔	君	水道課長	松田剛	君
民生課長	半田昭雄	君	振興室長	中村幸雄	君
建設課長	藤間武	君	和風園園長	清水勝之	君
旭寿園園長	高儀博幸	君	在宅介護支援センター所長	佐藤幸一	君
			デイサービスセンター所長		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 久本博美 君 次長 野原耕次 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石脇 敏彦 君 書記 富士原 智 君

8. 付議案件は次のとおり

議件番号	件 名
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長諸般報告
	建設常任委員会所管事務調査報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (平成9年度沼田町一般会計補正予算 専決第1号)
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (平成9年度沼田町 特別養護老人ホーム特別会計補正予算 専決第1号)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (平成9年度沼田町老人保健特別会計補正予算 専決第1号)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (町税条例の一部を改正する条例)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例)
議案第28号	沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第29号	土地所有権移転登記手続請求に関する和解について
議案第30号	平成10年度沼田町一般会計補正予算について
議案第31号	平成10年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第32号	平成10年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算に ついて
議案第33号	平成10年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について

議件番号	件名
議案第34号	平成10年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第35号	平成10年度沼田町水道事業会計補正予算について
報告第1号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
報告第2号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
報告第3号	沼田土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
報告第4号	財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出について
議案第36号	町道恵北幹線凍雪害防止工事（外1）請負契約について
議案第37号	町道更新1号線並木橋架換工事（外1）請負契約について
	委員会審査報告 （陳情第3号 商工業の助成に関する陳情について 平成9年12月18日 産業民生常任委員会付託）
	委員会審査報告 （陳情第1号 年金制度の維持に関する陳情について 平成10年3月12日 産業民生常任委員会付託）
陳情第2号	義務教育国庫負担法一部適用除外に関する陳情について
陳情第3号	医療・福祉・社会保障の充実を求める陳情について
意見案第4号	年金制度の維持に関する意見書（案）について
意見案第5号	義務教育国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外に関する要望意見書（案）について

開 会 午前10時02分

---

○議長（吉尾政春議長） おはようございます。開会前にこのたび久保議員が町村議会議員として25年以上、谷口、横山両議員が15年以上の功勞により、道町村議長会から表彰されましたので、ここでその伝達式を行います。

○局長（石脇敏彦局長） 久保議員、谷口議員、横山議員の順で壇上へおいでください。

（久保議員、谷口議員、横山議員の順で登壇、議長より伝達を受ける）

---

（開 会 宣 言）

○議長（吉尾政春議長） これより本日をもって招集されました、平成10年第2回沼田町議会定例会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

（会議録署名議員の指名）

○議長（吉尾政春議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番吉田議員、14番中村議員を指名致します。

---

（会期の決定）

○議長（吉尾政春議長） 日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。

（横山委員長 登壇）

○委員長（横山委員長） 平成10年第2回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る6月12日、午後3時から全員と正副議長出席のもと開催し、事務局より定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところでございます。これによりますと、本定例会に提出される案件として諸般報告1

件、委員長報告1件、一般質問3人13件、平成9年度補正予算専決処分3件、平成9年度補正予算専決処分3件、平成10年度補正予算6件、一般議案4件、報告4件、追加予定のもの2件、また議長に提出されました請願書、陳情書、意見書等9件の内1件につきましては採択すべきものと取り扱うことで意見の一致をみたところでありませぬ。

以上、付議事件全般について審議しました結果、本定例会の会期としては本日17日水曜日から18日木曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上、申し上げ、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（吉尾政春議長） お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から18日までの2日間に致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から18日までの2日間に決しました。

---

（議長の諸般報告）

○議長（吉尾政春議長） 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出しましたので、ご覧願ひます。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第4、建設常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。

（吉田委員長 登壇）

○委員長（吉田委員長） ご報告申し上げます。（別紙 所管事務調査報告朗読）

○議長（吉尾政春議長） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これにて本報告は終了致しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第5、一般行政報告を議題と致します。始めに町長。

（町長 登壇）

○町長（篠田久雄町長） 平成10年の第2回の定例議会にあたりまして、議員各位におきましては、ご多用の中、全員のご出席をいただいておりますことを厚く御礼申し上げる次第であります。また、3月定例定例以降の行政報告について述べさせていただきます。（別冊 行政執行方針朗読）

○議長（吉尾政春議長） 次に教育長。

（教育長 登壇）

○教育長（久本博美教育長） 第2回定例会にあたり、4月以降の教育行政報告を申し上げます。（別冊 教育行政執行方針朗読）

○議長（吉尾政春議長） 以上で行政報告を終わります。

ここで休憩を致します。

午前10時24分

---

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

午後1時17分

岩寺監査委員不在

久保議員不在

○議長（吉尾政春議長） 日程第6、一般質問を行います。始めに町長に対して通告順に順次発言を許します。2番橋場議員、経済問題についてを質問してください。

○2番（橋場議員） あの、またまた消費税の問題なんですが、史上初めての最低の経済成長が、マイナス成長だったということで、まあ、あの、橋本内閣がいろんな対策を取っているけれど、国会で追求されたら、臨機応変に、まあ何故初めに決めたことをすぐ朝決めて夜には別な命令を出すという状況が起こるんだという質問をされたら、経済というのは臨機応変に対処しなきゃならんという答弁だったんですね、これに対して、我が党の志位書記局長は、あなたのやっていることは臨機応変でなくて右往左往しているだけだと言うんだけどね、こういう発言したんですが、実際には、今、個人消費というのは国内総生産の6割を占めるということですから、これを冷えさせたことに経済の混乱が、原因があるわけですね。もちろん、所得減税はやってもらわなければならないけれども、所得税を納めてない人たちが消費税によって毎日買い物することによって税金を取られてしまうわけですね。ですから、消費税を減らすと、いや消費税の減税を行うと取り合えず3%に戻せば、買い物するよって初めて消費することによって初めて減税が成り立つというふうなことで消費税を元に戻すことが不況対策の一番の対策ではないかというふうな考えるわけですが、町長の

見解を聞きたいと思います。で、ある政党はですね、商品券で減税をやると、こういう党があるんですが、実は、あの経済学者に言わせるとそれは消費に結びつかないって言うんですね。要するに、例えば毎月、年間に100万買い物するとその中で商品券でなんぼとこういうことで戻ってきても、消費分100万のところからその商品券分を貯蓄に回して消費に結びつかないだろうと、今のように社会保障がどんどん悪くなって将来不安がどんどん高まるわけですから、何とか少しでも貯蓄しておかないと老後大変だということで、それは消費には結びつかないということを学者が言っているわけですけどね。まさに消費税を3%にすることが最大の不況対策かなと思うんですが、町長の見解をお聞かせ願いたい。

それから、あの大店法、大規模小売店舗の法がありまして、これを今度廃止したんですね。以前から、規制緩和というのは、何でもかんでも規制緩和するってことは良くないと、本当に国民の利益になる規制緩和であればいいけれども、規制緩和によって利益を得るのは大企業とかそういう所ばかりだという立場でね、日本共産党はずっと各市町村の議会でも議論を展開してきたんですね。ところが、滝川や砂川辺りですね、商店街の人たちはそんなものはあまり関係ないという立場だったんですよ、ところが、どんどん滝川に大型店舗が進出してきたら、もう町や商店街はとんでもない被害を受けているんですね。私も、たまたま買い物がありまして滝川に寄ったっですよね、そしたら、まとまってあちこちに大型店舗があるんですね。あれじゃあ、やっぱり地元の商店は太刀打ちできないし、これは大変だなあと、消費者にとっては安ければいいということになるのかもしれませんが、やはり将来、車で行ける人はいいですけど、実際、沼田辺りでこれから高齢者の人たちが増えていくと、沼田に衣料品店がなくなったら、年取った人まで向こうへいちいち買いにいかんなんらんとこういう状況になるんで、やっぱり地域の経済、それから商店を守るためにもやはりこの大型店舗の進出っていうのを規制を強めるべきだと思うんですね。さらにそういう小さな商店がもっと物を安く仕入れたり販売できるようなことを行政が援助したりそういう事の方が大事じゃないかと思うんですけども、この大店法の廃止について町長はどの様に考えておられるか、お聞きしたいと思います。

それからあの、全国総合開発計画、「新全総」というのが出されたんですけどね、まあ、今まで景気対策で公共事業をどんどんどんどんやってきたんですね、これを見ますと、これまで1992年の村山内閣の時からですね95年まで6回やりまして、

景気対策に60兆円を支出したんですけれども、その内48兆円が公共事業に回ったと、それですね、この96年度に公共事業費は大手ゼネコンの50社の中で総額の38%受注しているっていうんですね、資本金が1千万円未満の中小企業、沼田だったら本当にほとんどそういう会社だと思うんですけれども、全国の総ての中小企業でもって96年度に公共事業を受注したのは0.9%だっていうんですよ。50社で38%受注されて資本金1千万円未満の中小企業全体で0.9%しか受注されていない。そうすると、今までのゼネコンを儲けさせるような対策では沼田の業者も潤わないんですよね、これがですね、1990年度には1千万円未満の中小企業が年間の公共事業費を8.1%一応受注していたんだそうですね。ところが、今は、0.9%減らされていると。だから私はやっぱりそういう「新全総」が実際に中小企業の仕事ができるようなところに、町内のいろんな環境整備に事業がまわってくるようなそういうような方向にですね、国に要求する必要があるのではないかと思うんですが、これについての答えをいただきたいと思います。

ただですね、今までの公共事業っていうのは国民がこれをやってほしいということではなくて経団連だとかゼネコンが独自にこの国をこういう風に列島改造したいという希望に基づいて大型の事業がどんどんいっちゃうんですね、今の「新全総」が出た途端にですね、経団連が東京圏の大改造計画をだしたらしいんです、17兆円つぎ込むような、道路を作ったりとかとそういうのがね、ゼネコンによって国に対してこういう計画をやってくれというのが先にいくんですね、それはそこへ事業工事をまわすことによって工事費の何%は献金で帰ってくるとこういう悪循環な状況を変えなければ、いくら金をつぎ込んでも国民の景気対策にはならないんじゃないかと考えるんですが、町長の見解をお聞かせいただきたい。

(午後1時23分 久保議員入室)

(午後1時23分 森井議員退室)

(午後1時25分 森井議員入室)

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 経済問題でありますけれども、あの橋場議員さん何回目になるのかな。この消費税につきましては、毎回のように橋場さんの議論を聞かさせていただき、また政党としては、共産党が橋場さんが所属している政党が、この景気回復につきましては、景気対策については消費税減税を3%引き戻せる、元に戻すという

ことが一番だというふうに言っていらっしゃる訳ですが、これも私は一つの方法だと思っておりますけれど、ちょっと私も経済の面についてもっと勉強せんきやいけませんけれども、一番消費税がなくても非常に世界で一番不況っていうのは、アジア全体ですね、日本ももちろん入っていますけども。元々アジアが、中国を始めインドネシア、フィリッパもそうであります、インドそういったところが非常に不景気であります。それはあまり消費税とは関わりがないわけで。もう一つ、消費税の非常に高いヨーロッパ、あの最近のアメリカは好景気というしておりますけど、あまり消費税だけで景気、不景気ということは言えないだろう。もっと根本的なものがあるのではないかというふうに思っておりますから、なかなか、今、沼田の町から消費税減税を廃止の運動を起こしてみても、私はなかなか無理な点があるだろうと。じゃあ沼田では何ができるんだ。この行政の中でできることを考えていかなきゃん。私はその様に思っております。

それから大店法につきましては、これは過去ずっと商工会の皆さんと一緒に、我々この地方の町村会においても一緒になって同じ思いで、この地方の商店がやっていけんくなる時は、やっぱり農業と同じくですね、この我々地方で生活するものが大変なことであることからですね、反対をしてきたところではありますが、2回にわたって今度は平成12年度から改正されるわけですね、見直しがされるわけですが、非常に国がアメリカの方からもかなり規制緩和、景気回復は規制緩和からだというふうに強く言われておまして、そういう方向に向いているようではありますが、やはり、その辺もっと基本は根本はやっぱり政治的なものもあるだろう。それから、当然大店法についてはですね、一つの指針としては運輸省なんかは、通産ですね、通産の担当になりますから、交通の問題とか、交通渋滞を避けるとか、さらにまた駐車場とか、あるいは住民の利便性が欠けるというようなことであれば、そういった事で進出する事についてですね、それなりの指針があるようでありますから、その点について進出してくるその地域の行政がしっかりやっぱり監視監督してもらわんきやいかなんだろうとそのように思っております。ただですね、今そうしたらこの大店法が規制がなくなったとしたら、沼田の町民は沼田で全部買い物するかという、今現状の沼田は、残念ながら今、他の町に出ることが非常に多くなってありますが、この点は、お互いに協同仕入をするとか、なんとかその、利は元にありますね、その辺の自らの努力もしてかんきやいかなん事だろう。そこで行政として何ができるかは、十分やっぱり商

工会と協議しなきゃいかん、そんなふうに思っております。

それから、ハの問題でありますけども、これも政党間で非常に議論されているところで、私も果して今までの公共事業一本やりで景気が良くなるものはないだろう。それはそのように思っておりますけれど、一つは輸出をする事によって外資を稼げるがそれをやりますとやっぱり貿易黒字を出したということで、内需拡大をやれということが一つは日本の場合ですね、この公共事業になっている訳でありますけれど、この公共事業の中で全てが土木建築になるかということ、この中身を変えていこうという訳でありますから、それを見守りたいわけでありまして、おっしゃる通り全てがそうだと思っておりますが、あの、今の、これからもまだ、公共事業は出ては参りますが、私どももどうしてかやっぱり地元の業者については、午前中議会の建設委員会の報告がありましたけれど、あの報告がなくてもあっても私は地元の業者がどう中に入っていけるか、その配慮と整理はなるべくは今まで取り組んできた訳で、議会の皆さんから今更言われなくても、そういう方向で取り組んできたはずでありますから、ただですね、本体のですね何十億というものを、じゃあ地元の業者全てができるか、もしできない時には、これは町民に迷惑を掛ける訳でありますから、その辺のできるかできないかということの判断は我々にやっぱりお任せしていただくんきゃならん、初めから全てですね、何十億のものはこれはこの地元の業者とって、地元の業者ってどの辺のことを指していらっしゃるか、あの報告では分からんけれども、私どもはそういうつもりでですね、その中に、受注した中にでも地元の業者が入っていけるような、そういうお願いの仕方はしておりますので、ご理解を賜りたいとこのように思っております。以上であります。

○2番（橋場議員）一再一 国に対してね、どういう態度を取るかっていうのは首長さんがね、どういう態度を取るかっていうのは重要な問題なんですよね。私は、消費税だけじゃなくて、今度の不況っていうのは要するに9兆円の負担ってことですか、医療費の改悪だとか、所得減税は元に戻りましたけどね、まあ2年間で終わりだろうってことになっている。そういう事に対してですね、国に対してですね町長が町村会なり何なりで強力に呼びかけてもらうという事をひとつやってもらいたいなとこういうふうに考えている訳です。

大店法について言いますとね、直接目に見えて沼田町の商店街に影響を与えるということではないんですけども、やっぱりあれだけ近くに出てくると、やっぱりそっち

の方に買い物に行くということになりますね。今度の改正ではこれまでですね、自治体が商店街を守る独自の措置ができたんですよ、ところができなくなったんですね、禁止された逆にね、それからこれまでは大形店の開店日、売場面積、休業日数、閉店時刻などの規制っていうのが一応あったけど、これも撤廃されたと、だから年中休みなしに店を開く事もできますし、今までは、閉店時間は9時だというのを10時までやるとかね、そういう事でこれはもうやっぱり大きな影響を与えると思うんですね、外国のやつをみるとみんな許可制、許可制で、中小企業業者の配慮規定があると、日本が全部なくなっちゃったんですね、本当ね。届出制になってしまうと。これは国の政治全体を方向転換していかないとやっぱり回り回って沼田町の商店街が苦しめられていく訳ですね、そういう観点からやっぱり国に対して規制をこういう点の規制はもっと強くするようにとひとつ要求していただきたいなと思っております。

ゼネコンの問題ですけれども、大店法の問題でですね、国会であれだそうですよ、ヨーロッパの方ではすごく規制をきつくしていっていると、そういう時期にアメリカからですね、横槍っていうか、そういうものが入ったことがあるのかと質問したら、一回もないって言うんですよ。ところが日本だけなんですね、そういう事に対して例えば規制緩和してアメリカの土建業者を入れろと、そのためには、大きなプロジェクトをやらないとアメリカも参加できないっていうことで、こういうことが全部要するに逆さまになって日本国民の立場ではなくてアメリカから何でもかんでも要求されてしまう。他のヨーロッパではやられているのかと言うと、やられてないと言うんですね。それほど日本があらゆる面で、さっき大店法のこと言っていましたけど、あらゆる面でアメリカの言いなりになっているという政治を変えるということを観点において国との接触をしていただきたいなあとこういうことを考えて訳です。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） あのう、それじゃあすぐという訳にはいきませんが、日本はなぜアメリカに色々注文をつけられるか。一番やっぱりアメリカに輸出をして貿易黒字出してきた。その辺にあるのだろうというふうに思っていますけどね。従来相当輸出してきておりますから。

大店法の場合、私どもこんな考え方をもっています。まさに競争の、果てしない競争ですね。例えば、深川に生協ができた。あれ大店舗とも言いませんが、この辺が相当影響を受けたけども。さらにそれよりも大きいものがきた、またお互いに食

いつぶし合いの果てしない競争が続いておりますから、それはそうになってまいりますとそのつぶされた周囲、全体が影響している訳ですから、これはまた十分やっぱり今後、地方からもやっぱりいろんな意見をだしていかんきゃならんとそう思っております。

○2番（橋場議員）　ごみ処理問題について、ここに書いてる通りなんで、イの部分ですね、どういうことになっているかちょっとお聞かせいただきたい。

それから、やはり、私たちはルールなき資本主義って言っているんですよ。資本主義のルールを全く最低限のルールを守らないような国家独占資本主義に日本の国はなってるということで、日本共産党は資本主義を倒すところではなくて資本主義らしくなれということは今、国に対して要求してるんですよ。得らんかなということだけでその国民の生命だとかそういうものがどうなろうともう全然関係なく、儲かるものであれば何でも作るっていう、こういう人類の存続に責任を持たないようなこういう生産がどんどん続けられている訳ですね。そういう意味では我々、ごみの問題、減量するといっても限度があるんでやはり製造者責任において処理していくと回収するというようなこれはヨーロッパでやられているそうなんです、だからそういう事をやっぱり国に対して、製造業者、大企業に対してきちっとものを言うようにですね、要求する必要があるんだと思うんですが、この辺りについての町長のこう、考え方を、それから、本町におけるごみの減量をどうやって考えるかね、ちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（吉尾政春議長）　町長。

○町長（篠田久雄町長）　今、し尿処理にしても、ごみにしても最終処分っていうのはどうも行政に全て責任を負わされておりますけども、これは住民を守るためにはやはり最後は行政だろうとまあ思いますけども、今の現状のというよりも、じゃあ今まで私ども主張してきたことは、今橋場議員さんおっしゃったようにですね、ダイオキシン、ごみ処理についてはいろんな勉強会をやってきましたけども、その時やはり道の担当課長、或いはまた厚生省から来てもらう時にですね、私どもは主張している事は原因者負担を考えなければだめだと、全てがその末端市町村が責任を負うということは結局これはまた住民が責任を負うということでもあります。しかし、原因者負担になって物が上がってもそれは仕方がない。やっぱり、その中で処理をできるようにしなければならんということをお私ども主張してきてまいりましたし、今後とも続けてい

かんきゃならんとそう思っております。特に、最近ダイオキシンの発生によって相当このダイオキシンっていうのは人体に入っても、また土の中にあってもですね分解をしないってことでね、だからこれは相当の命に影響が出てくるということだからこれはもう何とか早く対策しなきゃいかんということですね、一つにはこのゴミの減量にはごみの分別処理をしていくということともう一つ今のダイオキシン対策につきましては現状のところですね道が各市庁の中で何箇所かを区域割をしておりますけどもこれご承知かもしれませんけども、空知管内は2つに分けているということでありますから、あの中、北ということで滝川で広域的に処理しようと、で24時間これはあの処理していくということですから、現在までに担当課長の幹事会ということで会合をもっています。で、私どもはじゃあ幌加内どうするか、ああいう離れた所についてはやはりこの埋立ですね、相当減らしながら埋立するというような方法しかない訳でありますけども、もうちょっとこれから離島なんかもありますけども、新しく開発されてきておるのはこのかなり少量のものでもこのダイオキシン対策ができるそういう施設がどんどん開発されてきておりますから、何も広域化するによってそれだけの輸送コストがそれだけかかってまいりますから、もっと規模が小さくてそれに対する国の手当、これはやっぱりやるべきだということを厚生省に要請いたしております。かなりですね、金額も相当下がってまいりました。そういったものもできておりますからもうちょっとこれ全てあの広域であればいいということばかりではなくて、両面でこれ進めて、検討していかならん課題だとそのように思っております。それともう一つですね、ごみを少なくするという事はあのおう非常にリサイクルこれをですね道の研究機関全て含めてですね、研究、これが一番ですね、ごみの減量化することなんだろうとそのように思っておりますけれども。はい。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 一番道がそういう空知に2箇所ということで簡単に決められて、実際に沼田から、或いは幌加内から運んでくるのはどうするのかという問題ありますし、それがまた住民負担につながっていくようではこれは大変なので、損なことの無いようにひとつ、こういったするならするでいいですけども、そういう運搬やそういうものの費用はやっぱり国や道がきちっと見るという、そういう方向で要求して欲しいと思うわけであります。

ゴミの減量なんですけれども、どうも住民の人達もあれなのです、こういうふうに

新聞やマスコミでこう言われますから、何とか分別したいとは思っているのです。だけど、実際に町でこういう形で、例えば入れ物をどこかへ作って、～～作ってそこへびっちり入れておく、いう方向をとらないとどうやっていいのかわからないのが今住民の状況です。やっぱり早いところ、リサイクルするといっても実際には引き取ってくれるところがないようじゃこれは困るものですから、国に対してやっぱりそういう引き取りの部分を引きとって要求して、実際には皆缶や何かつぶして出したらいいいのではないかと思っていると思うのですが、それをやっぱりはやいところやれるように手を打ってほしいと思うのです。それ等の計画についてはどういうふうになっているか、ちょっと。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） これ北空知のこの衛生施設組合としても、それぞれこの共通の課題ですから、それぞれこの町村で一緒になって取り組んでいこうと、一番はこ農家のこのビニール関係がありますが、確か三笠ですか、これはもう大体リサイクルする方向に運んでいる、取り組んでいるところではありますから、出来る物からそのように進めていっておりますし、本町の場合もそういう方向で早いうちに取り組もうと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） はい、2番。

○2番（橋場議員） 一再々々 リサイクル、ゴミの減量の問題というのはやっぱり町民に理解がないと、協力がないと出来ないのです。ですから、そういう点では是非とも教育も今からやっぱり教育を選考させておかなきゃだめなのです。私、仕事をしまして、～～に行くとき道路の草刈りをやるのです。機械でやれないところを草刈り鎌でやるのです。そして、自分達がやっているときに「バチーン」と飛ばして危ないと、とんでもないと思うのですが、自分が飲んだときには「ポン」と投げるのです。これじゃどうしようもないと思うので、是非そういう点の教育を、自分のところのゴミはやっぱりできるだけ自分で持ってくるということにしないと、先日マオイ山というところに名水を酌みに行ってきたのです。陶芸の問題もありましたから行ってきたのですが、町でもってせつかくそこ今舗装化しようとして道路広げているのです。駐車場もできているのです。そこへわざわざ袋に、買物袋に缶々を入れて置いていく奴がいるのです。もうこれならどうしようもないと思って帰ってきましたけど、やっぱりゴミ減量についてやっぱり町民のそういう衛生道徳というか、そういうことの教

育がどうしても必要になると思うので、その当たりも是非検討して頂きたいと思いません。

次に移ります。これもう去年の9月から改正、私達からみると解約なのですが、されたわけです。健康保険本人は2割と、お年寄りの医療費も変えられていったと、それから難病に対する公費負担も一部削られていくと、こういう状況が起きた、解約が進められた時点で既にもう次の解約が日程にのぼっているのです。社会保険、健康保険本人は将来3割にすると、それから本人が3割ですから、そして大病院についてかかった場合は5割だと、そういう負担をさせようとしているのです。ところが、そのことがあまりにもひどすぎるので、今回一応先送りされたのです、本国会に本法案を提出できなかったのです。それは国民の大きな反対がありましたから、例えば老人の医療費にしても今までは低額であったものを低率にしていくという方向なのです。しかも、更に二千何年かには今まで健康、社会保険ですと家族であるとお年寄りであると健康保険料なしで治療を受けられたのです。それを老人健康保険は切り離して、そういう人達から掛金を取るという方向まで出ているのです。これはとてもじゃないけれども許される問題でなくて社会保障制度を、特に「金の切れ目が命の切れ目」となるようなこういう医療制度の解約を絶対させてはならないと思うので、今回そういう法案先送りにされましたので、是非とも町村会で頑張ってもらいたい、こういうふうに思っていますので、よろしくお願い致します。

それから、難病への公費負担の継続なのですが、これ北海道だけなのですが、難病に対する助成があるのは。それで、都道府県のなかで北海道だけであると、そういう点でこれは一応5月1日からやることを今のところは実施しないでいるのです。これやっぱりいつまでも続けるように要求しながら、国に対してやっぱり難病に対してきっちと手当をするということを要求して頂きたい、こういうふうに思っていますが如何でしょうか。

それから介護保険なのですが、私達のところでは「保険あって介護なし」ということをずっと言い続けてきているのですが、困ったこと、保険料をだたに、一銭もかけないで介護ということには私達は思ってないのですけども、必要なことは取らなきゃならないのですが、今回のなかで問題になっているのは65歳以上の人を5つの区分に分けて平均月 2,600円、年金もらっている人からも料金を取ることなのです。所得のない人でも月 1,300円取られるのです、最低で。これは第2の消費税とい

われるような悪法になっているわけなのです。それから2000年からこう、4月から始めるにしてもこの介護を待っている人達の数からいくと全く条件整備がならない、なっていないと、この事を早急にやらせなきゃならん、そうい立場を取っています、私は。それから利用料が今度、保険料を納めておきながら、実際介護を受けるときになったら料金を原則1割なのです。これを払わなきゃならないということがあります。それから、介護の認定の基準が何か国のほうではコンピューターにその人の生活環境を入れておいて、町民、皆さんが行って見て「いや、あの人は必要だ」というのではなくて、そういうコンピューターに入力されたもので判断して、こうこの人が基準にあっているとか、あっていないとかということやられるわけですから、こうなると本当に困った人達が介護を受けられないというような状況が出てくるのです。それから、国保何かには減免制度あるけれども、この介護保険料については減免措置がないのです。地方自治体が勝手にやるとペナルティーがくると、そういう内容になっているわけです。これ等をやっぱり減免制度をちゃんと作らせるということや、それから未納者に対してはこうサービスの差し止めということがあるのです、67条だかに。そうすると、本当に困って金を納めれない人がサービスを受けられないということになるわけですから、これはもう社会保障制度にない値しないような中身になっています。それから特別養護老人ホームの待機者が全国で10万人いるというのです。ところがこの介護保険が実施されると、色々と料金がこう何段階にも別れているのですけれども、今の特別養護老人ホームに入っている人達で無料、或いは低額の利用料で入っている人達が月平均食費を含めて47,000円かかけると、そうすると今まで75%の人が、157,000人の人が介護保険出来たために料金値上げされてしまうわけです。そして、これは一応5年間の経過措置があるけれども、5年過ぎてしまったらそういう低所得の人は入っていけない、老人ホームから追われてしまうということなのです。こういうやっぱり変えなきゃならない。それから、ホームヘルプサービスを今受けている人で83%が一応無料だと、それが全部1割の利用負担になってしまうと、これは5年間の経過措置がないと、こういうことはやっぱり実施されるまで自治体が先頭になって国に改善を要求する必要があるのではないかと、やっぱり社会福祉ですから世のなか進んでいくのですから、福祉の水準を下げるというのは社会の発展のギャップをすることです。ありますから、そういう措置をやっぱり是非とも改善するように町長も大奮闘して頂きたいと思うのですが。特に特別養護老人ホームに入っていた人が入院しますね。そ

うすると、47,000円という経費はどこからもこないの、すぐ新しい人入れなきゃならないというのです。そしたら、入院した人が戻ってきても入るところがないという、だから特別養護老人ホームは最終の自分の住処でなくなると、住居地ではなくなるというような、そういう大変な事態がこの今の状況では起こりうるということなので、そのあたりを是非とも改善させるための要求を町村会で是非やって頂きたい、こういうふうに考えております。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 今介護保険のほうからお答え致しますけれども、収入のない人が、ということになってまいりますけれども、やはりこのそういった場合は生保に該当するという場合そちらの方でみる、或いは年金から差し引く、そういった面と両方が出てくると、そういうふうに思っておりますが、今この認定の関係ですけど、これこの北空知、一つの広域圏として進めなきゃいかんだろう、うちは独自にやれるスタッフが揃っております。例えばお医者さん、それから保健婦、栄養士も入るのかな、そういったスタッフが揃っていればそこで認定できるけども、これはもうやっぱりこれからより経費を少なく、効率よく、そしてサービスができるようにしなきゃならないという時にはやるべくやっぱりこれは広域圏として進めていくべきだということでも私ども考えておりますし、沼田だけ抜けようかと思っていたのだけでも、これから一緒になっていかなきゃいかんだろうと、そのように思っております。今色々おしゃいましたけども、たくさんの矛盾点あるのです。それで、色々この私どもも進めながら問題点については改正させて、してもらわなきゃいかん。ドイツがこの先進地で、ほとんどドイツを参考にしたのが日本の介護保険でありますけども、ドイツの中でも最近はいぶん問題点が出ております。ですから、これ等も参考にしながらやっぱり現地に～～に合うようにしなきゃいかん、と介護保険の関係では「保険あってサービスなし」なんてよく言われているところでもありますけども、そうならないようにするにはこの地方が、例えば24時間体制で巡回するなんていうことはこれちょっとなかなか出来ないことでもありますから、こういった時にはやっぱり施設サービスだろうと、今沼田としてはその先に厚生病院自体が今一部病室を改装して30床、その先に既にもう先取りして設けていこうというふうに取り組みをしておりますし、そこに医者がいる、看護婦がいる、そういう体制で安心して入れる、それでまた健康になれば自分のところに戻るというふうな仕組みのほうで、この地方にとっては大都会とまた同

じこのサービスの仕方では該当しないだろうと、地方は地方なりに合ったようなやり方をしなきゃいかん、そのように思っております。

それから、医療制度の関係につきましてはこれはおっしゃるとおり町村会と、もう一つは国民健康保険組合、そちらの方で我々皆入っておりますから、要請を致しております。

それから難病の関係についてはおっしゃるとおりだと思っておりますし、この道は案外理解を示してもらってそれなりの支援をしてもらっておりますが、私もこの沼田にいて出来ることは交通費なんかを支援させて頂いておりますが、本来やっぱりこの国民が平等の福祉を受けるためには国がやるべきことだと、そのように認識は致しております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 町長、収入のない人は生活保護を受けるという、簡単に言いますがそれは出来ないのです。そうですね、こう町の決算書を見ますと老齢福祉年金をもらっている沼田町の人達の平均は29,000円なのです、月、月額。若いころにたまたまどこかで働いていて厚生年金がなんぼか付いているというように人で、そういう人でも70歳の人だったら50,000円ぐらいもらっている人、たくさんいるのです。生活保護で70歳の人で一人でもらいますと、だいたひ70,000円以上もらえるのです。70,000円だってやっていくのに大変なんですけども、それでその人病院に入って実際に大変な状況なので公営住宅に入りましてから、生活保護を申請したのです。そしたら、「何故橋場がその書類を書いたのだ」と、「本人書けなかったのか」と、本人救急車で運ばれたのです、病院に。私がそうやって説明したら、「何故もっと早くやってやらなかったのか」と、こうきたのです。それで、私が金曜日の夜に申請したら何故その日早くやってくればよいものを〜〜申請した日からなんです、生活保護というのは。土、日、外れてしまって月曜日から、土曜日に書類かいたけれども月曜日からでないと生活保護受けれないのです。その人がたまたま兄弟が近くにいたのです。兄弟のところへ社会福祉事務所から行きまして、「お宅のところではなんぼかみれないか」と、こう追求されてとうとう頭にきて「したら、いいです」と言ってしまったのです。それぐらい生活保護が今どんどん打ち切られているのです。簡単に、皆それでも実際には50,000円、30,000円ぐらいの人達いるのですから、その人達生活保護受けれるけれども親や兄弟や子供たちに迷惑かけてはならないということで我慢して

いるのです。して、もう借金したって絶対みてくれませんかから、今日申請したらこの日からの分だけなのです。前になんぼ借金してたって、首吊りしなきゃいけないぐらい借金あったってそれはみてくれないのです。ですから、本当は生活保護受けるのだったら困ったときにすぐ受けましょうと、私達は応援しているわけですが、それでもそういうふうにならないのです、なかなか。だから、介護保険のことで、いや困ったら、それは収入なかったら生活保護といってもそれはできないのです。町長、一つ社会福祉事務所や国に対してやっぱりきちっと生活保護を受けやすい状況、憲法では個人として生活保護を権利を持っているのです。それをいろんな後から扶養義務だとか、いろんなことでもってもらえないようにしているわけなんです。ですから、私はやはり生活保護はあっても受けれないということを認識、なかなかできないのだということ認識してもらわないと、町長これから行政進めていく上で、例えば公営住宅の減免の仕方にしても私こう言われました、「それだったら橋場さん、生活保護受けさせればいいでしょう」と言われてグツときたけれどその人に罪がないので、確かにそうだけでもそういうことだということの一つ認識して頂きたいと思います。ですから介護保険については、そういう生活保護を受けれない人でもきちっと介護を受けられるような、そういう状況にやっぱり国に要求してほしいと、こういうことを一つ考えているわけなんですけど、町長の考え方はいいです。

次に進みます。農業問題なのですが、生産者米価の下支えの問題ですが、生産費と所得をやはり補える、やっぱり生産者価格を国がきちっと下支えをしなければ農業をやっていけないと思うのです。私は今年何か1俵13,000円で営農計画ですか、「どうやってつくるの」と言ったら「いやいや、それはできるさ」と、ペーパーの上ではできると、だけどその人悲鳴上げました。本当に悲鳴上げているのです。「いやいや、どうにもならない」と、この辺で仕事やりたいけど、土建業何も仕事ないのです。それで、「これから20日間ぐらいの間でちょっとよそへ行ってこなきゃならんかな」と、こういうふうにある人が言ってきましたけれども、営農計画書は書けるかshれないけれども農業やっていけないというような状況があるわけで、何としてもこれは、私達は暴落した部分をちゃんと国が保証しなさいということで要求しているのですけれども、ここに書いてある自主流通米の値幅制限というのは今まであったのです。だけど、これは私達はそれは農業を再生産していけるような内容のものではなかったけれども、やはりなんぼか役に立っていたんだという立場から、最低これはなくすべき

でないという立場なのですが、農協の中央会では何か認めたような恰好になっているのでしょ。やっぱり一つ、町長このあたりは国に対してきちっと町村会で要求して頂きたいと思います。

それからWTOの農業協定の改定要求については毎度言ってますので、更に一つ強力に進めていって頂きたい。もうなにしろアメリカの言うことであれば皆言うことを聞いてしまうのが日本の政府なので、一つこのあたりをきちっと町村会で頑張ってもらいたいと思ってるのですが、如何でしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 始めの問題でありますけども、これは～～北海道のうぎょうでは特に専業農家が大きいだけに影響はあります。全国的にみると青森と北海道だけが下支えにやっぱりあるべきだということで、撤廃されたことについて非常に異議を言っておるわけでありまして、それ以外青森、北海道以外はこれを歓迎しているわけです。まさにその全国この農業というのは一緒になくなっちゃった、まさに産地間競争というけれど、産地のなかでも非常にこのそれぞれ競争が激しくなっちゃった、いうふうにさせられている状況でもあるわけです。そこで、この昨年の米の大暴落によって結局これはマスコミの力も相当ありました。これで、日本農業というのが潰れるとすれば、これはもう地方そのものがなくなってしまうというようなことで農業団体だけでなくこれをしっかりマスコミが支えてくれたということもあって、全国とも保障80%ということになるわけでありまして、これ言ったことが新しく生まれたんですけども、そういう替わるべきものといったものをやっぱり提言していくべきことだろうと、そのように思っておりますし、私はこの当然やがてジリジリジリ何でも外されていくわけです。ただ農地法だけは、あるのは世界でも日本だけですから、この中でさえこう株式会社参入という話が出てきて、まだ農業基本法のなかには盛り込まれないようでありますけども、だんだんと替わってまいります。そこで将来の食糧問題を考えることは大変なことになるわけでありまして、現在のこの農業生産者の立場も考えたときにそれなりにやっぱり国に要求すべき、していかなくちゃならん、そういうふうに思っております。ただ、沼田の場合はそういったことも備えていかなくちゃならんということで、今雪を使った雪中米が幸い人気はありますから、これをしっかりこの本州としっかり競争に打ち勝つ、そういう体制づくりにこの議会の皆様のご協力を頂きながら進めているわけでありまして、本町は本町なり

のやっぱり進め方でこのやっていかなきゃいかん、そんなふうに思っております。国だけに頼っておられない時代だと、そういうふうに認識致しております。

それから後のWTOの問題については、今まで議論してきたとおりこの辺は橋場さんと意見が同じだと、そんなふうに思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再々ー 北海道と青森以外は、これを歓迎しているというけども、私はそんなふうに思っておりません。価格の下支え制度を国に要求するという点ではどの県の農民も同じだと思うのです。その点をやっぱり国で責任をもって下支えをすれば、ただこれはたまたま値幅制限というはある程度国の制度でないけれども、きちっとした下支えの制度ではなかったけれども、なんぼかあったのだからこれはなくしたらだめだと思うけど、それを乗り越えてもっとやっぱり国に対して自給率を高めるということで下支えを強力に要求してほしいと思うのです。外国のほうでは農業予算の大部分を、大部分ではないですね、半分以上ですか、価格保障に予算を使っているというのです。日本は土木に力を入れていますが、価格保障には本当に微々たるものしかないということなので、このあたりをやはり価格保障を、下支えをきちっと国に要求すると。

私、とも保障のことをよく、農家でないのでよく分かりませんが、過去3年間の平均価格をその何とかしてと、その何割を下がった場合にとということでしょう。ところが今の下支えのない状況では、米の値段上がっていくということ見通しないのですから、どんどんどんどん下がっていくと、したら一体最後はどうなるんだろうと。実際には、とも保障してもらったってそんな前に潰れてしまいますというような、やっていけないということになるんでないかと思うのです。だから、やはりとも保障は農家の人達がこれ等もしなきゃならないのだというんであればそれでいいのですけれども、やはり国が下支えをするということを強力にもう一本の柱としてやっていかなきゃならないのでないかと、こういうふうに思うのですがどうでしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 我々やっぱり言うときも可能性のある、ただ言い放して仕事が終わるというわけにいきませんので、やはりどう国が取り組んでくれるか理解をさせる、その必要もあるし、この場合産地間競争と申しあげましたけども、全中ではある程度調整しておりますけども、経済連がバラバラ、北海道のホクレンであります

けども、それはまさに産地間競争、その経済連という生産者の代表であるところがこれはこの北海道や青森は米作らなくてもいいんだと、本州にそういういい所こそ、米のいい所こそ減反しないで全部作るべきだと、これはやっぱり本州の言い分、本州も青森は違いますけど、そこに違いがある、まさに産地間の競争はそこにあるということでもありますから、そこで全国を一緒にするというのはなかなか大変なことで、橋場さんの日本共産党なら全国一斉に運動できるけども、農民運動はそうっていないわけ。この厳しくなればなるほど、そういう競争があるということでもありますから、その下支えの点というよりも、これからのとも保障のなかに国がしっかり支援する方法を入れていかなきゃならんということで、もう一つはこの全国で96万いくらかですか、この減反をしているということも、今年また17万haを越えるだけの減反を～～ましたけど、価格を維持するためにやむなくやっぱり減反ということもやっているわけでもありますから、そういったことで努力することはする、その中にやっぱり行政や国が支援をするということに進めなきゃならんことだろうと、そのように思っておりますし、幸いにというよりも世界が食糧危機にある、その時に日本がやっぱり果たすべき役割もまたある、そのために農業が続けられるように今しとかなきゃならん。それは下支えだけの問題でなくて、いろんな角度からこの農業がやれるというもののこの支援措置というのはやっぱりやってかなきゃいかんことだろうと、今おしゃったように価格保障ですね、これ大事なことだと私どもそう思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 次に移りますけど、町長私達は言い放しは駄目なので実現可能なところからと言ったけども、言いたいことは分かっていますけど、共産党は何もいいこと言っても力ないからと言いたいところなんでしょうけれども、実はそういうふうな状況を誰がやったのかということです。農業を潰してきた勢力は一生懸命町長、応援してきたわけですよ、選挙のたびに。やっぱりそういう責任をきちっと感じてもらわないと駄目なんです。実際農業、米輸入は絶対しない、しないと言っててポンとやってしまったと、その人達を懲りもせずずっと選挙で応援してきたわけですから、その点は是非の日本共産党に応援して頂いて、やはり米を守る政治を作る方向にいかなければならないのでないかと、こんなふうに思っていますが。

次の道路改良問題について言いますが、色々な政策の変更でもって真布の奥の舗装化というのは事業なかなか困難だということなんだけれども、実際に最近そういう農

道に近いようなところで舗装化やっているところあります。あそこは町道ですし、やっぱり相当奥にたくさんの畑作もあるし、米を作っているわけですから、これやっぱり何らかの方法で早急にやっぱり工事を、舗装工事をやるべきだとかいうふうに思っているのですが、是非方向を聞かせて頂きたい。

6番目もいっていいですか。

○議長（吉尾政春議長） はい。

○2番（橋場議員） 生涯学習センター、今日説明を聞きましたけれども、私やっぱり自分たちの代にこういう物を建てたんだと、というとやはりそういうことになるのです。やっぱりその外海のいい物、豪華なものを建てたくなるというのは分かるのです。私、親戚に設計事務所に勤めているのがいたので聞いたんです、設計事務所というのは「自治体や何かで作るのは自分の金でないから、税金で作るものだから本当にめい一杯豪華なものを作りたがる」と、「設計したがる」と、言ったのです。したら「いや橋場さ、それは本当に耳痛いことだけどそうだ」というのです。やっぱりこれは私本当に陶芸の里、あの建物のことも今振り返ってみると、結局客寄せだからあそこであんだけのものを作らなきゃならなかったのだろうけど、陶芸の、町民のそういう陶芸の要求を満たすとなったら120,000千円という、その建設費そのものが大体町民の目線から外れているのです。長沼に陶芸、非常にあそこ陶芸が盛んなんです。それで町営でもって陶芸の触れ合い工房というのがあるので行って見てきたのです。二十何人そのサークルの人がいるのですが、ここではその公民館活動として非常に立派な、有名な技術のいい講師を町として週に、月に何回と呼んで指導させていたのです。そして今では、去年その自分達で作ったものを即売会やったです。一年間で作っていたもの全部売れたというのです。それぐらい陶芸に指導、町が、そればかりでないのです、木工から何から色々と芸術に対する力の入れ方あるのです。その人達がやっているところというのは12,000千円でびっくりして「うあ、そんなすごいところ」と、建物はそんなに広く、立派なものでないのですが、休館日以外は来て毎日ように制作しているのです。もう、先生の手を離れていてやれるぐらいやっているのです。それからみると、私はやっぱりよそから来た人に沼田の建物すごいということではなくて、町民の人が本当に使いやすいという、そういう目線で箱物を作ってほしいと思うのです。先程、町長が国に頼っているわけにいかないと、農業問題ですね、そのとおりだと思うのです。地方自治体というのは住民のそういう生活と権利を守るとりて

ですから、国が農業を守らないなら我が篠田町長が守ろうじゃないかというところ、その通りだと思うのです。そうなればこれから、今の農業情勢では相当農業に金を注ぎ込まなきゃならんと、予算を注ぎ込まなきゃならんと、そういうふうにするのです。そういう点からいうと、やはり今の状況、国の政治の方向が替わればこういう豪華なものを建ててもいいと思うのですけれども、やはり農業情勢や商工情勢、商店街の情勢を見たら私はちょっとしばらく我慢して、実際には町民の人達はもっとダンスやカラオケのやる場所が欲しいということですから、それを考えるなら商工青年の人達がまとめたあれを見ましたら、文化センターもあるし町民会館の空いているところ、使われていないところがあると、そういうところを利用させると私はまだ、いまこういう豪華なもの作らなくてもいいのでないかというふうに考えているのですが、どんなものでしょうか。

それから、実際あれだけの金かけますと、今日みてもやっぱり場所、使える場所があまりないのです。設計がああいうふうになって、こう扇形になっているから、いろんなこう無駄なところが、空間ができてしまっているんで、やっぱり、まあ3つに上の研修室が3つに分かれたということで、これでは大分増えたかと思うのですけれども、やはりあまり町民の要求からみるとやっぱりまだ使いやすさはないのでないかというふうに考えていますし、それから料金のことでもやはり実費ぐらいはもらうというような話だったのですけど、やはりそうすると今まで無料で、ダンスとかカラオケといって何か町長、前のあれでは軽く見る発言があったのですけれども、これで相当年配の人達やってますから、凄く健康を保っていると思うのです。そういうことからいうと、そういう町の施設を無料で使ってもらっても健康保持してもらえれば、それは国民健康保険に予算に跳ね返って、いい方に跳ね返ってくるわけですから、私はそういう点では社会福祉にもつながるし、これは新しいものができても料金はとるべきでないと、そういう今まで公民館活動としてやってきたような部分について、何でもタダということは私は言ってません。そういうふうな今までの公民館活動については無料にするという方法が必要でないかと思うのですけど、町長の見解。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 橋場議員さん、どちらをとらえたらいいのか、やっぱり議員さんも作るほうに賛成なんだというふうに今聞かせてもらったことは、始めはしばらく我慢したらいいのでないか、しかし後段のほうは料金を無料にしたらいいのでな

いかというのですから、やっぱり施設があっても無料にできるわけですから、施設のないもの無料できないわけで、その辺ご理解賜ったことだと、そこでやっぱり多くの人の意見、町民の意見に沿って、その希望によってやっぱり行政は執行していかなくちゃいかんということになれば早くからこの生涯学習センターというものの必要性、これは特にこれから子供、子育てがしやすい、これは広域圏の関係もありますけども、じゃ学校を終わって早くこの学校から家庭に帰るまでの時間というのがお母さん、共働きしているなんていうところは何処へ行ったらいいのか、或いはまたその沼田の町でもっと、図書がもっと充実していいのでないかというような意見とか、いろんなそのサークル活動というものも今の公民館ではとても足りないという、そういった声が結局生涯学習センターにつながったわけでありましてけども、これも早くからの町民の要望であります。しかし、年数かけながらこの希望をまとめ、多くの町民の代表者の検討委員会を何回も重ね、更に職員も検討に検討を重ねた結果、昨年のようなものができたんだけど、しかし皆さんがもっとやっぱりこれはこの町では金かけすぎというので一度見直しをしたのが、今日皆さんに提示したわけでありましてけども、そんな事で私はこの外見豪華であればいいほど、それが私どものこの名誉とか、そんなものによって作るのではなくて、町民の立場に立ってこれだけのものが必要だろうということで建築させて頂くわけでありまして。ただ、やっぱりせっかく作るのは沼田の町、誰が見ても割とせっかく建てるのはこの美しさ、キレイさというものもやっぱり必要だろうと、そこに自然に足が向くようなそういう魅力ある建物にももっていききたいものだというものがやっぱりあの中に出ていることも事実だろうと思っております。そんなことで無料にするかどうかということは、私は従来やっぱりどの施設を作っても町民会館もこれから出来る生涯学習センターを使っても平等であると、どちらでも同じだという意味で今は公民館無料ものだから、そういうふうにならざるということについてもこのご意見があったわけでありましてけども、この辺はまた議会の皆さんと充分検討を重ねながら進めてまいりたい、こう思っております。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） それでは私のほうから道路改良問題について、お答えをさせていただきます。

これ以前に昨年でしたか、議員さんから同じような意見が出されていたかと思えます。建設のほうと致しましても、これは警備改良事業、農道の警備改良、或いは路面

改良の事業のなかの計画路線で取り上げてございます。実際は本年度の春、この警備改良事業というのを団体事業を打ち切られたような経過がございます、補助事業として。いま現在、この7月中には新しい制度の、これふるさと農道になるのかどうか分かりませんが、それで事業が展開される方向になってございますので、道路計画のなかには真布の路線、あれ改良 800mほど終わって舗装がかかっていないということでございます。この部分もカウント済でございます、これは事業制度化されますとまた理事者と十分協議させて頂きまして取り進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 生涯学習センターについては、私は伸ばすべきだということなんです。ただ、建てられ時にギャップをしないようにということ言っている訳でありまして、本当は振り返ってみると私は福祉健康センターの時点でもうちょっと議論すべきだと思ったのです。最初から、最初の計画は併せて建てることになっていたのが何故ああいうふうになったのか、その時は私がきちっとした議論できなかったということでは反省しているのですが、何しろ今のこういう情勢ですから出来れば延期をして今の状況のなかで、まだたくさんありますから使えるところ、で欲しいとこういうふうに思っております。

次、核兵器廃絶問題についてなんですが、これはやっぱり一番最悪の状態が進んできたと思うのですけれども、これは国の安全ということで軍備も問題に関わってくるわけなんです、インドとパキスタンの核実験というのはこれはもう誰が見ても非難されるべきものなんです。ところが、彼たちには言い分があるんです、「何で五大国だけ、今核を持っている連中だけが独占できて、新しく持とうとする人達が犯罪になるのだ」ということを法律にしているわけなんです。日本はこの核兵器、かくさん防止の条約を認めながら、核兵器の廃絶ということを国連で要求してないのです。究極の廃絶ということで、最後は廃絶するけどということになっているのです。ですから、やはり核、爆弾を、水爆を落とされた、原爆を落とされた被害にあった国民、国としてこれは一日も早く世界中から核兵器をなくすべきだという立場で、国に各自治体から、国民一人一人がそういう自覚をもって国に要求していく必要があるのですが、この点ではやっぱり首長さんというのは町民から選ばれた代表ですから、その点で核兵器の廃絶ということを是非町村会で奮闘して頂きたいと思うのです。今度32年振り

で日本共産党と中国共産党が関係正条化をしたのです。それは中国共産党側が日本共産党を破壊するいろんな干渉行為をやったので、そういう歴史的な事実をはっきりさせるということで取り組んできて正条化になったのですが、こういう点で核兵器廃絶の方向でも大きな力になるという、評論家の人達が言っているのです。というのは、関係正条化したけど私達は中国に対していろんなもの言いたいことがあるのです。社会主義の国と、社会主義の国にはなっていないのですが、全く形態からいうととんでもない状況になっているのですが、この国が軍備を、兵器を他国に売ってるなんて社会主義の～～に値しないことやっているのです。そういう点で核廃絶をするべきだということと、中国と正当に、対等びょうの立場で議論できるようになってるのです。こういう点では貢献できると思うのですが、やはり何よりも日本、そういう原爆の被害があった日本国民が大きな声を出すことが大事だと思うので、この点をやっぱり国に対して町長一つ要求して頂きたいと。

次に専決処分。専決処分について、非常に多いのです。私はやっぱりこれ議会軽視だと思うのです。議会必携の中にもちゃんとどういう場合には、やってもいい場合がいくつか書かれているわけなんです。私はやっぱりこれは専決、今回出てきた専決処分を見ても、これぐらいのことは議会にかけなくてもいいだろうということやっているとしか思えないのです。ひどく期間がなかったとか、そんなことないのです。補正予算配られているやつ、これこんな事は毎年やっていることですから、ちゃんと計画していついつ議会を開くことできるわけです。それからまた内部、議題のなかでも言いますけれども、例えば6月1日から町民の皆さんの便利をはかって厚生病院から出たと、これはいいことなんです。だけども、住民の意見はやっぱり議員の皆さん聞いているはずなんです。そうすると、例えばこの時間帯だったら病院が終わってからしばらく恵比島の人達は待ってなきゃならんと、どうしてこの時間にしないんだとか、色々議論あるはずなんです。それも何も議会にかけないで、その時間帯も決めてしまった、料金も決めてしまった。これは全く議会を開けなかったなんということにならないと思うのです。しかも、町民の要求が議員を通じて皆さん町長に、理事者に反映できないということです。これはやっぱり許すべきことでないと思うので、今後は絶対に嚴重に専決処分をきちっとしてほしいと思うのです。専決処分については、議会では否決することができても、それは効力を発しないわけでしょ。町長が専決処分しちゃったものだから「議会が反対です」といっても、それは執行されるわけですか

ら、これぐらい議会軽視ないと思うのです。そういう点で専決処分は今後やっぱりきちっとした態度をとるべきだと、こう思っていますが如何でしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） はい。前段の問題については、国としてやはり今までも相当抗議を申し込んだりしておりますし、当然町村会以前のやっぱり国の問題だと、そういうふうに思っております。

それから、専決処分については確かに今回は非常に数が多いからご指摘されるかと思いませんけども、例えば今のこのバス停の移動という問題は、私はやっぱり住民、この議会を開いてまた相談してというよりも、すぐやっぱり実施していくということでこれはご理解頂けると、そういうふうに認識いたしておりますし、他の問題についてもちょっと助役から説明させたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） ご指摘ありました専決処分の関係ですけども、議案書にありますように一般会計の補正予算、それから特別養護老人ホーム会計の補正予算、それから老人保健の特別会計の補正予算、それから町税条例の一部改正、それから今町長からお話ありました町営バスのバス停の変更に伴う一部改正ということでございますけども、私どもやっぱり議員さんご指摘の地方自治法の 179条の3号によりまして議会の招集が間に合わなかったということでの専決処分をさせて頂きましたし、特に町税の条例の関係につきましては、これは毎年のことなんですけども、国のその公布の日がずれてくるものですから、どうしてもその3月31日までの間に議会にかけることができない、国は発布してないうちに私どもかけるわけにいきませんので、その辺はこれ毎年の議会でご理解を頂いていると思っておりますし、それから老人保健会計につきましてもこれも要するにかかった分のそれぞれの国、道、町の負担割合ですから、これも毎年のようにこういう時期に専決処分をさせて頂いております。それから一般会計につきましても、これも同じように残額をあまり多く出しますと国からのまたペナルティーをかけられるということで、ぎりぎりに3月31日まで待っての最終のそれぞれの振り分けをしている状況にありますので、私どもとしても地方自治法の本種を忘れていたわけではございませんで、出来るかぎり議会にかけてお諮りをかけたいと思っておりますけれども、こういう非常だったということもご理解頂きたいというふうに思います。よろしくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 いや、尚更なんです。毎年こうやっていることなんですって、毎年分かっていることですから前もって招集できるわけです。あれです、招集には何日前ということあるけれども、緊急の場合には一日前でも招集できるわけですからその点ではやはり、例えば国がこうやってきたからって、それ国のやり方に対して文句言えるの議会でしょ。でしたらやっぱり、結局国の言っているとおりでございますということで理事者たちは出してきているわけです。それだったら、やっぱり議会いらなくなっちゃうので、毎年やっていることだったら尚更緊急にやっぱり開く必要あるので、もう今後は絶対これきちっとしてもらいと、こういうふうに思っています。答弁要らないです。

○議長（吉尾政春議長） 以上で、町長に対する一般質問を終わります。

次に教育長に対して一般質問を行います。通告順の順次発言を許します。

12番、杉本議員、食と健康についてを質問して下さい。

○12番（杉本議員） 12番、杉本です。ここに食と健康の問題、特に今回農繁期を過ぎてこう議会に出ますと「沼田の教育」と、こんなことで立派な冊子が出てきてまいりました。これをチラチラと全部頭に入れたわけではありませんが、こう見ているなかで執行方針のなかで5項目に分けて教育について、これは3月の議会で承認されているわけでありましたが、その中で読んでいくと「心の健康」とかそういう言葉が出てくるわけでありましたが、食を通して健康をとというものを見つめると、そういう意味での執行方針に載ってないわけです。それで、やっぱり健康というのは心もそうですしもちろん体もと、これが両立して始めて充実した子供が生まれる、或いは我々もそうではありますがそういった意味では教育ということは立派な国民を育てる、或いは将来の町を担う子供達を育てる、或いは我々全体でも健康ということをして食を通して生まれてくると、そういった意味で教育のなかでこの「三子の魂」といいますけれども、小さいときにどうこう食というものを植えつけていくかと、これが大事なことでないかと、そんなことでここに質問させて頂くわけです。

一番目には農業白書をこう見ておりますと、今の子供達はとにかく嫌いなものが出ると40%の人達が、子供達が食べないと、自分の好きなものしか食べないと、こういうふうには白書のなかでうたわれております。これ等について沼田ではこんなことはないと思いますが、どういう状況になっているか。更に家庭のなかではどうかといま

すと、5.2%の子供達がこれ食べないと、こういうふうにならなっています。ハンデの差はありますから、これは親が好きなものを子供に食べさせて残ったのが5.2%ということでもありますし、学校ではそれなりのメニューのなかで出てきますから好きなものしか食べないと、こういう答えであろうと思います。その中で特に方針に示してやっぱりこう実践していく、こういう心掛けがあって始めて教育、心と健康が養われていくと、頭のなかにたたき込まれていくと、こういうことでないかと思っておりますので、この1点目についてはそういう状況についてどういうふうに捕らえているか伺いをしたいというふうに考えてます。

次の2番目につきましては、20代の若者の内3人に1人が朝食を取らないと、昼食と夜食にまとめて取ると、こういう世代が非常に多いと、こういうふうに農業白書にも出ておりますし、各新聞報道にも出ております。これは非常に体のリズムを荒らすと、健康状態を荒らすと、こういうふうにならなっています。10時を過ぎると若い人達は仕事の気力がだんだん落ちてくると、こんなふうにならなっています。そういった意味では、やっぱり当初一時大学の先生に米を食べると頭悪くなるとは言いませんでしたけど、麦を食べると頭がよくなると、こういうようなその洗脳というのですか、全然間違っただような報告といたしますか、そういうもので食料を変えていこうという時代が一時あったわけですから、最近はその事ないと思っておりますが、そういった人達の成人したのが今20代か30代の年代でないかと思うのです。そういった意味では、やっぱりきちとした若い時代にそういう教育をしていないとこんなことがどんどん起きてくるのかと、そんな感じもしますし、日本はちょっと力任せに飽食の時代といたしますが、何でもかんでも買えると、こういうことで食料に対するものの考え方がどんどんこう変わってきていると、こういった面でやっぱり教育というものの大事さが分かるわけですが、そういう面についてどういう判断をされているか。

それから3番目の関係ですが、米の消費は年々2%ずつ減少していると。これも今2番目で言った中身と関連を思うのでありますし、そういう中で特にこの「しんどふじ」と書いてありますが、体と土はわけることができないと、これは学校時代に習った言葉であります。これはその土地でとれたものを食べるという精神です。それが一番体に合うと、そのことを大きくいえば日本でとれたものは日本で食べようと、そういう精神が最近欠けていると、そんなことで自給率が今42%ですか、そんな状態にならなっていますし、穀物については30を切って27とかそういう数字が現在言

われております。そういうことで、やはり日本型の食生活、こういったものをしっかりこう教育の場で、或いは生涯学習の場で見つめていくと、そういうことが大事でないかとそんなふうに思いますのでそういった考え方、これ多少民生課とも関係ありますがやっぱり町民の健康というものに対するものの考え方、そういうものを民生の立場でも必要ですし教育の場でももちろん実践していく必要があると、そんな面で伺いをしているところであります。特に今の若い女性はコーヒーと、コーヒー一杯ですが、という話も聞きますし、中にはバナナ一本とコーヒーと、これが流行だそうです。どうしてこういうことを言うかといいますと、これはやっぱり地元でとれたものを食べないという習慣ですね、こういう間違いを起こしていると、バナナというのは体を冷やす食料ですし、そういう意味では北海道にはあまり必要ないのですが、毎日毎日朝食にとるというのも如何なものかと、そういうふうの思っで質問させてもらっているのですが、スイカなども夏に食べて美味しいのが当たり前でありまして、体にも合うわけですが、これいつでもいま取れますけども、そういった意味ではやっぱりその時、その時、或いはその地区でとれるものを食べる、こういうものの考え方、教育のあり方というものはどうであろうかと、そんなことをございます。

4番目の食の安全性という意味で、先程からもずっと言っておりますが輸入品が大変急増していると、特に新聞報道を見ておりますと各国でこの農薬の基準が全然違うのです。いま東南アジアではDDTとかBHCというのですか、日本では戦後ちょっと使って「これは大変な農薬だ」ということで廃止されましたし、有機林剤、こういうものは残留性があるということで最近では制約をされております。そういうものと、更に収穫後に農薬を使用する、収穫したものに農薬をぶち蒔くのです。そして日本まで持ってこないで赤道を通るときに腐るとか、色々なこう事がありますからそういうふうにするわけです。一番極端なのは宮崎とかの猿山ですか、もう手も足もないような猿が生まれると、これはもう検査なしでどんどん食べさせるからこういうことになるのですが、外国ではこういう危険な食料をどんどんこう輸出しているわけです。日本でもこういう影響がこれから出てくるのではないかと、そういった意味ではやっぱり生涯学習センター、特に生涯学習のなかでこういうものをどんどん取り入れて正しいこの食のあり方というもの、安全性を含めながら積極的に取り組むとこういうことが教育の現場で必要でないかということで、特にこの最近「沼田の教育」が出たなかでちょっとこういう件名で入れてもらいたいと、そんな面で質問させて頂いております。

す。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） 私のほうからお答え申し上げますけど、ご指摘のとおりたまたま執行方針のなかでこの中に触れなかったことについては文書化すべきというふうに、そのお言葉とおりにというふうに考えるわけでございますけども、学校現場、更には給食センター等につきましては執行方針のなかには書いておりませんが、実行の段階では色々な手当をしているということもご理解頂きたいと、おっしゃるとおりだと思いますし、食の心というのは結びつくものでありますから、今後文書化するということはお約束したいと思います。ただ、どんな形で指導が徹底しているかというようなことちょっと申し上げますと、まず小中学校におきましては学校経営計画というものを立てる中身になってございまして、その中で小学校につきましては給食指導という項目で載っております。それから中学校では保健の項目で急力をどうするということによって事細やかに一応コピーは持ってきておりますけども、そんな事で指導要綱のなかで書かれておりまして、そのように現場では指導していることをご理解頂きたい。更には、給食センターの中身におきましては組合長であります町長の執行方針のなかではいま私どもが言い足りなかった部分は組合長のほうで、センターの組合の執行方針のなかでは申し上げさせて頂いておりまして、町長のほうからそういう言葉は出ておりますけども、そんな事を踏まえまして現在やらさせて頂いております。それで、給食センターを運営するなかで今議員おっしゃったような小中学校の先生方、それから3町の～～協議の担当者の方、この方々を年何回かお集まりを頂きましてそれぞれの対応につきまして沼田町で開催していろんなお話を伺って、それを反映させているという実態でもございます。そんな事で、各学期ごとにその会合は開かせて頂いておりまして、なんらかの形でご指摘の部分、先生方が～～お話し合った分の改善策をとっているような中身でございます。それで、ご質問のありました本題に入るわけですが、給食の残す割合、確かにご指摘ありましたとおり完全に食べられているかということは決して胸をはって言える状態ではありませんけど、しかしながら先程おっしゃられたような率では沼田というか3町ではその結果は出ていない、これは毎日残滓という量が戻ってまいりますので、その量を必ず給食センターで調査をするというのが義務づけられておりますので、このデータは全部出ておりますから、そのとおり申し上げるわけでございますけれども、大体食べ残しの量と

いうのは平均10%というふうには私どものセンターでは答えが出ている、しかしながらやはり嫌いなものが出たときというのはやはり少しおおございまして20%以上になる場面がありますけども、平均ではそういうような形になっている。ただ、嫌いなもの、バライティーがございまして色々な形があるのですけれども、ある程度野菜で言うとニンジンだとかそういうものが嫌いな分野に多く入ってくるわけなんですけども、これ等の料理法、調理方法を検討しながら分からない形にして勘づかれないというか、言葉悪いのですけどもそんな料理方法でもって子供たちに食させてあげたいというようなことで、栄養士の方では非常に苦労しながら相手方に気付かれないような形の料理方法を取りながら食べて頂いているというような中身の努力もしているところでございますけども、現実には先程の議員おっしゃった率ではありませんけれども、私どものほうにもそのような率の結果は出ております。今後改善をしてまいりたいというふうに考えてございます。

次に20代の関係でございまして、私ども親から受けたのはやっぱり正しく三度の食事をしなさいというようなことで育ったつもりでございまして、今もその基本は守っているつもりでございまして。やはり日本人の食習慣というのはやはり三度の食事だというふうには私も考えているところでございまして。それと更には栄養のバランスでは世界的にも日本型の食事生活が一番いいというような結果も出ておりますので、やはり日本食というのはいいという結果というふうには私も理解しておりますし、そう思っております。それで若い人の、議員もおっしゃるとおり非常の食生活に問題があるかと、いろんな理由があるとは分かります。中には、先程ちょっとちらっと言われましたけどもダイエットの問題だとか、それから生活が夜行型になってしまったものですから生活のリズムが狂ってしまって朝起きれないというようなこと、更には簡便型を優先するものですからインスタントの食品だとか、欧米型の外食産業に振り回されるというようなことで、大変栄養的なバランスが危惧されている状態だと私もそういうふうには考えております。それで、健康上いろんな問題が出てくるのだと、これは新聞紙上だとかいろんな他からの知識として入るわけですけども、やはり気になる状態というようなことで、後程これらの問題点をまとめて教育にどう生かせばいいのだということでもまとめさせて頂きたいと思っておりますけども、やはり健康の源は食であるという理解では議員さんと同じ考え方でございまして。

それから次の米の消費の云々という部分でございまして、やはり「しんどふじ

」、久し振りに私もこの言葉、議員さんを書いて頂いて思い出したわけでございますすけれども、やはり地元で出来たものは地元で食べるというようなこと、ごもつともでございますし、やはり地元で野菜等が成育するということは地元の風土にあった強さを持った野菜～～とそういうふうに私ども理解致します。それで幼稚園も小学校におきましても学校園、ご承知のとおり学校園等でその作る楽しさとか、食べる楽しさというのをある程度実施をしておりますし、秋には収穫祭というようなことで食しておるわけでございますけれども、そういう形のなかで「しんどふじ」の実行に少しでも役に立っているのかというような感じが致しております。まさに「しんどふじ」の言葉、そのとおりというふうに私も思っております。それで学校給食におきまして地元でとれたものを利用するのがいいということは百も承知でございますので、実際に私ども沼田、北竜、雨竜の3町で構成しておりますので、その特産物というものを給食の調理のなかで生かさせて頂いている部分もございますのでちょっとご披露申し上げますけれども、昨年の実績から申し上げますと沼田はキャベツを使わせて頂いておりますし、北竜からはジャガイモとスイカを食させて頂いております。それから雨竜は暑寒ジンギスカンというようなことで、給食に出させて頂いております。これ毎回というわけにはいきませんが、これは生産者側からいろんなご配慮頂きながら、～～～料金の問題もでございますので、毎度毎度というわけにはいきませんがこんな形で使わせて頂いている実態でございます。それから納入業者に対しましても出来れば議員おっしゃったようなことで地場産品を納入して頂きたいとお願いをもう上げておりますけれども、やはり値段の関係等色々な問題がありまして極力そんな形で納入して頂ければというご期待の話はさせて頂いております。

次の最後の安全性の問題でございますけれども、確かに農産物、ある分野ではいろんな形をとられて私どもの目では見やすい形で売られて手に入るということで、裏にはいろんなことがあるのだということもいろんな記事等で読まさせて頂いたことありますけれども、色々な心配事だというふうに考えてございます。ただ、生涯教育のなかで先程町長部局の民生課サイドというお話もありましたけれども、確かにタイアップした部分もたくさんございますけれども、消費者協会等と呼ばせていろんなお話をさせて頂いておりますけれども、ただ十分かという問題はあるかと思えます。なかなか充分な中身というか、講習内容は充分なんですけれども対象とする方々が何回もお集まり頂けないものですから、数は少ないのですけれども民生課サイドで、保健婦サイドでは

やっておりますし、教育委員会サイドでもやっているわけなんですけども、充分かという問題は残っております。それで最後でございますけども学校現場でどうするのかというようなことで、先程申し上げました、一番最初に申し上げました学校経営計画の中、それから子供に勉強を教えるなかでいろんな学習指導要綱だとかいろんなものがございます。その中でこういうふうに教えなさいという項目がたくさんあるのですが、その中でいま議員おっしゃった部分はかなり子供たちに教えることになっていきます。ただ、教え方の問題は色々あるかと思っておりますけども大体私がいま申し上げ、議員が心配されている中身につきましては小学校時代に先生から教わっているものというふうに考えています。私も授業参加しておりませんので勝手なこと言えませんが、指導する中身の指導の仕方にはそういうふう書いてありますので、そうのとおりいっているものというふうに考えてございます。ただ、学校現場だけではなかなか、ただ習慣づけるとかいろんなことはやっぱり家庭の教育も当然しなきゃならないということで、子供たちがいる時間は家庭のほうが圧倒的に時間が長いものですから、先生の言うことというのはかなりのウエイトは占めますけども、各家庭でもやはり正しい食生活というものをご指導頂きたいというふうに考えております。ただ、いま若いお母さん方が、若いお母さん方というのは変ですけども、たくさんの子供を育ててないお母さん方がいるものですから、いろんな意味で手は差し延べなきゃならんだろうというふうに考えておりますし、それなりの形をとってございますけども、お忙しいなかもありまして集まりはあまりよくないかとも申し上げないとならんこととございますけども、努力は続けて参りたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 12番。

○12番（杉本議員） 一再一 ～～の答弁でほとんど私の考え方と同じであります。やっぱり教育方針にきちんとしたもの～～～を書くと、この事はやっぱり親の目にも伝わっていく、学校の先生にも伝わると、その辺がやっぱりきちとこうされていくことがやっぱりこれからの教育の～～～特に40%とか30%という、高い数字の欠食、偏食、そういった問題がこの体の健康に与える大きなこの問題になっていきますから、そういった面でこれから一つお願いをしたいと思っております。それでひとつ、最後の問題でちょっと言いませんでしたけども、最近こう遺伝子組み換えの農産物が外国でどんどんこう開発、日本でも開発されておりますが、特にこの中でスイスでは国民投票までしてこの関心を高める、そういった意味ではやっぱり教育現場のなかでこれ

は本来教育と関係あるのかどうかということになるとちょっと問題がありますが、やっぱり社会全体でこういう事を考えていかないとなかなか食の問題について正しいこの安全性というものが認識されないと、そういうふうになろうかと思えます。そういう意味では沼田だけでなくそういう教育現場、これだけでなく空知、道というなかでこういう初歩のとらえ方、こういうものはどういうふうに認識されてそれぞれ教育のなかで、或いは生涯学習のなかで取り入れようとしているのか、この辺が我々もちょっと知識不足であります、現状どうなっているかと、現状はどうしてもちょっと力不足であればもっと地方から声を出していってもっと大事さを訴えていく、町、村論争もかなり改革派のように新聞で、或いはマスコミで報道されておりますが、きちっとしたものを捉えていかないとなかなか大変であろうと思えます。そういう中で、この遺伝子組み換えの食物を、このどういうものが問題になっているかということでアメリカのいろんな資料を見ますと30種類の種子、これを遺伝子組み換えでやってみましたと、そうしますと大豆に15%の奇形、トウモロコシに10%の奇形、綿花に24%の奇形が出ると、そんな事で奇形の発生率が物凄く高いと。これが人体に与えるものについてはどうなんだということになりますと、これは全く解明されておられません、やっぱりこういう大きな問題が出てきているということになりますと、やっぱりスイスのように国民全体で考えると、こういう事が大事だと、その事がやっぱり「しんどふじ」のこの精神、日本でとれたものを安全な食料を食べると、輸入、何でもかんでも輸入すればそれで間に合うからという財界の考え方もありますが、そういった初歩的なものが教育現場なりそういうところからこう発してもらえると、そういうことでは現況と考え方について〜〜〜にお伺いしたいと思えます。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） いまご指摘の分野につきましては正直申し上げまして教育の分野ではまだ取り上げられていない、懸念されている中身では合ってますけども、取り上げている中身でございません。いま現在、クロンの羊だとかいろんなことで今、農作物でましたけども他にもいろんなことがあるわけですけども、環境問題等の中ではいろんな話が出ておりますけども、教育の現場というか、教育現場のなかではまだそのことは心配事ではありますけども、現実はまだ手の打ちようがまだわからないというのが本音だろうというふうに思いますが、注意深く関心を寄せてまいりたいということはお話し申し上げますけども、いま教育現場ではそのことはまだ

論じられておりませんので、そんな答えにさせていただきます。

○議長（吉尾政春議長） 次、9番、野議員、高齢者講座について質問して下さい。

○9番（野議員） 9番。高齢者講座問題についてお伺いを致しますが、ちょっとこれ私の書いたの申し上げますけれども、高齢者対策として実施しております講座の充実について本町でも十数年前ほど前からおそらく高齢者対策としてこのいきいき大学を実施しております。発足依頼、かなり年数も経っておられる関係上若干内容が変わってきてはおります、このいきいき大学の講座内容でございますけれども、最近60歳で定年退職をし、残りの人生を趣味のみに楽しみを求めることも結構でしょうが、更に人間の幅を広げ、現在に生きたいとする要求を強くお持ちの方もいらっしゃるのではないかとこの感じを致しております。こうした要求を満たすために格好の講座を開設し、一般教養のほか政治、経済などの講座としてまず一番目には社会の動きを知るとか、二番目には家庭生活を守る、三番目には個人生活を豊かにするの三つの分類にされ、イとロを必修として一般教養、政治、経済、法律、今、只今杉本さんの方からお話ありましたようにこの中に環境問題も中に入れる、そして福祉などを、そしてまたハについては選択制で料理、陶芸、書道、水彩とかこの中にはダンスの中から一つを選択をして行う、60歳を過ぎても学ぶ意欲、地域社会に貢献しようとする意欲を持つことは本人の人生を極めて豊かにすると思われまふ。本町においても従来の高齢者講座を充実、発展させて、政治、経済なども取り入れた幅広いものにし、質的向上を図ることについてのお考えを伺いたいということでございます。あいにく沼田町の教育委員会にも小神先生、専門的な立場の方がおりまして、それぞれのいきいき大学のなかで講座の中身もかなり替えたなかで恐らく講座を開いているだろうと思えます。そこで、私どもも高齢者の方々とも色々お話しておりますけれども、ただ講座を開いて現在いきいき大学の生徒が150～160人の方がおそらく入校式に参加されているだろうと思えますけれども、年齢層が非常に高すぎる、そしてまた役場職員が退職した、農協退職者、それから企業側から退職した人の60前から後半の方々やはり80歳代の人と一緒に講座を開くというのはちょっと抵抗があってなかなか行きにくいと、こういうようなお話もされております。60歳から80歳、90歳までの人の年令は、区分はあまり差別するべきものじゃないという感じ私しますけれども、やはり講座内容を替えたものであると、もっとやはり若い、若いといったら60、私も66歳になりますけれども、60そこそこの人間はもっと勉強する機会を与えて頂ければ講座に参加を

してくれるのではないか、こんなような考えで伺ったわけでございます。色々と先程からの環境問題も色々ございました、いま現在小学校、中学校、学校の焼却炉については外で燃やすわけにはあまりいかないということ、これ全国に文部省のほうからおそらく通達されていると思います。やはり熱いうちに鉄を打つというようなお話も出てますけれども、やはり鉄は熱いうち、これは若いときからこういういろんな指導していくと成人に、大きくなってからでもやはりこういった問題に目を向けてくれるのではないかと、こんな感じします。私、正直申し上げまして最近非常に天気が続きまして草も伸びてきました。そのなかで畦草とか、土手の草とか何というのは全部刈りまして、これ集めて堆肥にするとか、秋口に霜予防にもそれをもっていけばこれは大変素晴らしい効果が出るのでないかと思いますけども、火を付ければ一番簡単ですから、それ等についてもこれは交通障害、そしてまたこれ地球の環境というものはダイオキシンも大切かもしれませんけども、地球上の空気に対していまどういうことになっているかということも、この環境教育のなかで専門的な立場の方を呼んできて、やはり指導をしていくことがこれからの高齢者向けの講座の充実につながっていくのではないかと、こんな感じをしまして教育長にお伺いをたてたのですけれども、教育長、そしてまた町長のほうからももし出来ればこういった方向で持っていきたいということがあればまたお知らせを頂きたいと思います。

それと、ちょっとこれと関連はするのですけれども、先程からいろんな議員のほうから生涯教育センター、いろんな話も出ております。やはり教育委員会も責任はあるだろうと思いますけれども、やはり箱物を作ってから中身の検討をするのでなく、箱物を作る前に検討をしたほうが中身の充実というものが出てくるのでないかという感じを致しております。こういったことも併せてお伺いを致したいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） 議員さんにはかなりの長きにわたりまして社会教育委員等で私どもの教育行政に色々ご配慮頂いておりますし、頂きましたし、またスポーツ関係でも現在なおご協力を頂いておりますこと、この席で感謝を申し上げまして、その事から言いまして高齢者教育の中身につきましてもお詳しい、歴史的なものをご承知なものですから流れはその部分では省略をさせて頂きたいというふうに思います。それで、今おっしゃられました事につきましても反論するなにもものもないご意見というふうに承っておりますけども、やはり今おっしゃられましたとおりに高齢者の学

習意欲のニーズが多様化していると、これはご承知のとおりでございます、そのことを全部受けてたって教育するのが本来の形というふうには私ども承知はしておりますけども、残念ながらそういう努力を惜しまないつもりでございますけども現実の形として今やっておりますいきいき大学、これは60歳以上の方々を対象にしてやらさせて頂いておりますけども、ああいう形で今年の150名近い方がお入り頂きましたけども、進めて年7回、今年は7回の講座をもって終了するような中身になってございませうけども、そんな形で全体的には進めていることはご理解でご承知を頂いてところでございませうけども、それで今いろんな形の確かに勉強したいというお気持ちの種類が多いということがもう承知でございます。それで私ども今段階的に考えておりますのは、今広域的にこの事をやれないだろうか。例えば広域的～～何でもかんでもやれませんので、講演会等につきましては人が同じというか、要請するにしましても何処どこの町ではこんな方、それから例えば距離的に遠ければ同じ日に同じ講師を呼ぶと旅費等で安くなると、こんなことも考えたりしながら～～的に連携事業として取り組みたいということを本年度から社会教育などで取り入れるようなことで現在協議中でございます、北空知のなかでそのことは実施できるというような見通しにたってございませう。ただ、～～のいろんな問題もございませうけど、そんな展開をしようじゃないかというようなことでやってございませう。町自体と致しましても、教育委員会で2回ほど、その内の1回は今日傍聴にも見えておりますけども商工青年の共同で主催するというようなことで1回はそういう形でさせて頂いているというようなことで、年に2回教育委員会の主催行事としてやらさせて頂いている中身でございます。更に、他の町のことというのはどうかという部分もありますけども、深川市民大学等についても沼田からかなりの方が参加をさせて頂いて、一緒に勉強しているという中身にもなってございませう。そんなことをつなぎながらある部分の今おっしゃられましたある分野の目的はそういう形で達せられるように努力をしたいというような感じを持ってございませう。それで、じゃそれ以外のいろんな形できたときに、私ども今いきいき大学をまだ分散して云々というところまで検討しておりませんでしたものですから、今お答え申し上げるわけにはいかないのですが、ただ私どもの予算のなかに支援すべきこととして今、例えば趣味だとかサークルだとか、今おっしゃられた年代の方々がこんな事を勉強したいというようなことにつきましては支援をできる予算を持ってございませう。従いまして、そういう形で支援ができるものは支援をしてまいりたいというふう

考えてございます。それから絵画だとか演劇だとかという鑑賞会、これらにつきましても今旭川で出土品というのですか、昔の出土品の展覧会やっている、これらにつきましても文化サークルのほうから見に行くことが出来ないだろうかというお話ございまして、いま文化連盟と共同で実施できないかというようなことでいまお話してございまして、6月20日から始まるわけでございますけれども、それもいま実施したいというようなことでいま進めてございます。そんな機会を多々持っていきたいというようなことで、いま議員おっしゃられました形が将来の形というふうに理解をさせていただきますけれども、現時点でそのことを100%実行できるかという中身の問題ありますけれども努力はさせていただきますというふうに思いますし、更にはその事を踏まえた中で今後事業計画等も作ってまいりたいというふうな思いでございますので、よろしくお願いを致したいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 休憩をいたします。

15時12分

○議長（吉尾政春議長） 再開をいたします。

15時52分

（岩寺監査委員 不在）

○議長（吉尾政春議長） 引き続き、教育長に対して一般質問を行います。

2番橋場議員、1、2、3まとめて質問して下さい。

○2番（橋場議員） 環境ホルモンが問題になりまして、学校給食の容器等ですね、これはいまだんな状況になっているのかひとつお知らせ頂きたい。

それから2番目ですけれども、子供の凶悪犯罪が大きくなっているのですけれども、私達はやっぱり学校教育のなかにもこういう原因があるのではないかというふうに見ているわけです。というのは、学校教育がもう本当に学習指導要領によって詰め込み教育が余儀なくされているということです。そして、親のほうでは少しでも学校の教育なり、勉強の内容においていかれないようにということで塾に通わせたり、沼田はそれほどひどくないですけど、通わせて少しでもいい中学校、いい高校、いい大学へということで小さいときから追いまくらされているというのが内容でないかと思うのです。ここに書いてあるのですけれども、92年4月からの学習指導要領ではそれまで6年生で教えていたミリリットルという単位を2年生で学ぶようになったと、したら2年生はミリリットルが分からなくて学校で先生に言われて家へ帰ってきてお母さん

に「今日、ミリリットル分からなくて皆から笑われた」とか、恥ずかしい思いしたということで泣いて帰ってきたというのです。お母さんはその時怒らないで「あんた、そんなことわからなくてもいいんだ」と、教えたら安心したような顔したというのです。ミリリットルといたら、先生がその子にわからせるように教えるとしたら、ここに書いてあるのですけどミリリットルをその11に、～～関係にわからせようとしたらミリリットルの容器でもって一千回こ入れ物に～～しないとわからるように教えれないというのです。したら、そんなことを6年生で教えていたことを2年生に教えなきゃならんと、してそれがわからなければその子供は他の人よりも遅れていると、或いは勉強わからないんだというような劣等感を持つということやいろんなことあるわけです。それは漢字や何かでみんなそうなんですけれども、いま生徒の不登校でなくて先生の不登校が増えているのだそうです。その先生方に聞いたら、結局子供に教えるゆとりがないということが第一だったというのです。ですから、そうするとこの学習指導要領を人生80年のその、今の状況に合わせてもっとゆっくり勉強教えるようにしてあげれば子供たちは小さいときから塾に通わなくても人格と同時に物も覚えていけるというようなことになるのではなかろうかと思うのです。そういう事で、中身にはひとつはそういう教育現場の学習指導要領の問題、詰め込み教育の問題があるのではないかということで、私達は学ぶことが楽しくわかることで子供たちが人間としての誇り、喜びを持てるような学校教育をぜひ実現してほしいと、するべきでないかという立場で取り組んでいます。教育関係のコウキョウソの人達が毎年30人学級にしてくれということで署名運動やっています。私も手伝いまして、毎年2千万人の署名なんですけど、その署名が国会に毎回提出されるのだけど一向に国はやろうとしないと、調べてみましたらこのアメリカでは来年10万人の教員を新採用するのだそうです。そして、低学年でいま現行は22人学級だそうです。それを来年10万人先生増やしたら18人学級にするのだそうです、日本が40人学級ですから。ところが、これ驚いたことにもしそういうふうにアメリカ18人学級に低学年になりましたら、日本にあるアメリカの基地のなかのアメリカ人の小学校というのを、アメリカが全然金使わないで、日本の思いやり予算でもって22人学級のやつを18人学級にしてやるのだそうです。もう全く逆さまな国の政治なんです。毎年2千万人もの人を30人学級にしてくれという署名がいつも無視されていて、アメリカがそういうふうに替わったら、本国が替わったら日本にある基地の学校は18人にするなんて、とんでもない状況なんです。や

やっぱりそういう逆さまのやり方をやはり替えて、やっぱり子供たちが、そして先生がゆっくり勉強を教えられる、皆がわかるような授業をやれる方向へ持っていくべきでないかと思うのです。教育長も一生懸命陶芸の里に子供たちを連れて行って、何とかその陶芸教室をしたいと思っても、学校ではそんな事できる余裕ないのです。それはもう教育長一番わかっていると思うのですけど、だから本当に情操教育なりそういう陶芸、せっかく設備があってそこへ子供を粘土いじらせて、ゆったりさせたいと思ってもそれが出来ないというような状況なので、こういう中身を替えることが大事でないかと思うのです。

それから、道徳をつけろといったって政治家が、国の政治を担当している政治家が一番嘘を言っているわけで、ここら辺を直さなきゃやっぱり子供たちの道徳教育は出来ないのではないかと思うのです。それと今テレビの、或いは雑誌何かに出てくる性の犯罪と、それから描写と、それから暴力の描写があるのですけど、このテレビだけある先生が調べたんだそうです。イワオスミコさんという慶応大学の教授なんですけども、この人が「幼児向けの番組で暴力描写の比率は88%と極めて高い」と、子供が毎日一時間テレビを見ると三年間で暴力による死者を11,607人見るんだそうです、三年間で。ケガ人を21,243人見るという計算になるんだそうです。そしたら、死んだとか殺したとか、ケガしたとかということに対する全然罪の意識なくなるの当たり前だということです。それから、これらのことを替えていかなかったらやっぱり文化の問題を本当に国の方針としてもっといい文化をテレビに、映像に写すとか、そういうことをしなければこういう子供の凶悪犯罪はなくなるのではないのかというふうに考えているわけですが、如何なものでしょうか。

それからサッカーくじは、これ引き続き反対してほしいんですけども、教育委員会としてもやっぱり意見だしてほしいんですけど、先般秩父別町で船券売り場の問題があったのです。理事者のほうでは正確な、町民に対してこうお話をしないんだそうですけれども、これを問題取り上げで住民の人達いま反対運動やっているのですけど、埼玉県の嵐山という街があるのですけど、そこの女性の議員さんが、これ無党派の人なんです、政党に属してないんですけど、この人がたまたま大学を出て福祉関係のところへ勤めまして、それを辞めて子供と畑をいじってそういう生活をしたいと、子供のためにもということである街へ移って、その嵐山に移ってきたんです。たまたまその自分のいるところがゴルフ場になるということで、これとんでもないと、環境を

守るためにはそれ反対せんきゃならんという運動をやりまして、その内にまた船券売り場が〜、その船券売り場の運動の中心にさせられたそうなんです。そしたら、絶対暴力団が絡みまして、暴力団から「会ってくれ、会ってくれ」という電話がくるんだそうです。それで「会わない」と、「議会事務局でなら会うけど、個人的には会いません」ということだったんです。たまたま夜仕事を終えて、家で洗濯をしていたら子供が「お母さん、議員さんに用事あると行って来てるよ」と言って、うっかり外へ出ていったら2人の暴漢に襲われて、大ケガをして入院したのです。その人が来て報告してもらったんですけど、この時町民の人がこう言いました、「秩父別町は屯田兵に入って私は三代目だ」と、「その町の財政を我々は勤勉に働いて町を盛り上げてきたけど、その町の財政をこのバクチによって生み出すなんてようなことを考えるんだったら、町にかかっている生涯教育の町なんていう看板を下ろしてもらいたい」とこういうふうに発言していました。そういう立場で私がやっぱりサッカーくじというのは青少年に夢を与えるスポーツでありますから、これはやはり決まったけれどもこれは止めさせるように町、教育委員会としてはやっぱり反対の方向で取り組むべきでないかというふうに思うのですが、如何でしょうか。

(16時00分 野議員 退室)

○議長(吉尾政春議長) 教育長。

○教育長(久本博美教育長) お答えいたしますけども、環境ホルモン、いま盛んにマスコミを賑わせているというか、新聞紙上で取り上げられて「疑惑の環境ホルモン」というような言葉がついたようでございますけども、昨日も空知の教育長会議の中でもこの問題取り上げられまして検討したところでございます。如何せん、学校給食でPC食器のポロカーボナーネット樹脂というのだそうですけど、これをPCというのだそうですけども、この樹脂の疑惑について色々話が出て、かなり正確なものは出ておりませんが、やっぱり心配の種であるという見解は持っております。しかしながら、環境庁なんかの基準によりますと「安全であります」という答えは出ておりますけども、やはり心配の種という、全道、空知管内でもこの食器を替えるところだいぶ出てまいりましたりなんかしてます。私どものとしては実体はどうなんだということでございますので、今うちの給食センター確かにPC食器を使ってございます。それでこのPC食器、平成6年に購入いたしまして、耐用年数6年から7年というふうに言われておりまして、現在4年経過というような形で、この時期がこえれば全部入替え

をしなきゃならんだろうというふうになってますけども、その時にはいろんな意味で考えるわけですが、ただ今現在道教委の判断におきましてもやはり心配はあるけれども基準として、今安全基準になっているのでということですけども、今後いろんな観点から検討いたしましてこの結論を出したいというようなことで、最終的には昨日教育長会では替える町村は出ておりますけども、その答えを待とうというようなことで道の考え方が出た段階で歩調を合わせないかというようなことで、実は昨日の教育長会議が終わってございます。私どももそういう考え方で参りたいと思っております。現在本町の給食の関係については食器を使っていると、ちなみに昨日のお話のなかで出ましたのでは道内の公立小学校で 2,200校あるのですけれども、その内の38% 836校がP C食器をいま使っているというふうな中身になってございます。それから全国では16.8%の 5,240校が使っているというようなことで、ただ私どももいま議員がおっしゃったような磁器食器だとか、いろんな別な食器にしますと今のセンターで対応出来ない部分があるわけです。洗浄器や何かも全部入れ替えしなきゃならん、それから価格の問題、かなり3倍から5倍近い価格になるだろうというようなことで、いろんなそういうものが、食器洗い機にしましてもうちのセンターで入れ替えしますと30,000千円はかかるという中身になります。そんな事も色々調べてはいるのですけども、現状先程申し上げましたとおり道の見解を待ったなかで歩調を合わせたいというようなことで、心配なことは十分してございますけども、まだ国の段階では安全基準というような答えが出ておりますので、その事を重視して参りたいというふうにご考えてございます。

それから2番目の凶悪事件の関係でございまして、確かにご指摘のとおりだと思います。ゆとりがなくなっただ中で云々というようなお話ございましたけども、そのような見解で私どももおります。しかしながら、ご承知のとおりマチュラ文部大臣、非常に精力的に改革を進めておりまして、週休2日制も一年繰り上げる、更にはゆとりのある授業をしようというようなことで今まで、先程おっしゃりました6年生が習うべき、5年生が習うべきものは1年繰り下げるような形で少しゆとりを持った中身でやっていこうかというようなことで考えられて中間〜も出ておりますし、8月頃のは総体的なものが出るだろうろいうようなことで従来よりはゆとりが出るのではないだろうかというようなことで考えてございます。凶悪犯罪のことにつきましては2月9日付けで道教委からも通達が参っておりまして、対応策等色々指示がありまして、

それに基づきまして学校現場ともその指導に手を打っているわけでございます。ありがたいことに現在沼田そういう事件ありませんけど、しかし潜在的にはわかりませんので充分気をつけて参りたいというふうに思っております。

それから陶芸教室のお話ございましたけども、一応沼田にせっかく陶芸の里が出来ましたので小、中、高を併せまして学校教育の授業のなかで取り上げて頂きたく、校長会を通しましてその方針で、たしかに議員おっしゃるとおりになかなかゆとりの時間がございませんのでかなりの無理をすることにはなろうかと思っておりますけども、せっかくあるものを使うのも授業というようなことで、小、中、高併せてこの事については授業で取り入れるということは既に決定いたしましたので、その事の実施をしてみたいというふうに考えてございます。

次にサッカーくじでございませうけども、成立を致しましたけどもやっぱり心配の種は私ども持っております。いろんな意味で問題、制約は色々出ておりますけども、実態としまして実際始まったときに本人が行かなくても頼んで買えとか、いろんな問題点が、予想される問題点が全て出尽くしている形でございますので、法律がいま議員「反対せよ」ということで出来上がってしまった、私としましてはそのやり方を考えていかないとならぬだろうと、それでいま申し上げましたとおりの問題は全て洗い出されているというふうに考えてございます。従いまして、その対応をどうするかというのは今後の私どもの課題であろうというふうに考えてございますので、そういう意味で子供たちにそういう事のないような指導を〜〜いかなきゃならぬだろうというふうに考えてございまして、いまサッカーくじ成立を反対して国民の力で替えることができるかもしれませんが、私どもとしてはその次の対応で考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 給食の問題について言えば、国が本当はもっとお金を出せば杉本議員が言ったようにその産地の食材を持ってきても広域の、この場所でやったのではそういう生産者の姿が見えないのです。だけど学校で、国が予算組んでくれたら学校のそこで作るという方式をとれば、これは「今日の野菜は誰々ちゃんのお父さん達が作った、おじいちゃん達が作ったものだ」ところ、姿が見えるのです。だから、そういう点ではすごく教育的なんだけれど、そういう事にはあまり金出さ

ないという、これはこういうところから問題なので、国ではまだ大丈夫だといっているけど危険なものはやっぱりすぐ替えなきゃならないので、強力にやはり洗浄器30,000千円するのだったらやっぱり国がきちっと各学校に、給食センターに出せということで要求していくべきだと私は思っております。

30人学級ですね、これ20,000人の署名やっているのですが、沼田の教育委員会としては今年も教育、学校の先生方取り組んで、学校の先生方といっても連合の方は取り組まないのですけれども、それには教育委員会としてもどうぞ応援をしてほしいと思っています。何よりも余裕もある教育ということなただけども、とにかく学校で教えることが分からなかったら人格に何の関係もないのに、人格までも軽蔑されるようないま状況になっておりますから、これをなくするにはやはり教える中身をもっともっと少なくして昔のように、昔のお父さん、お母さんが何ですか一年生のときに覚えた漢字の、もうそれこそ倍に近いぐらいにの漢字を覚えなきゃならんというのはゆとりのない、そういうのをやっぱり替えていくようにひとつやらなきゃならんのではないかと思うのですけども、いま出てきている問題で6年生中等教育学校設置違法案というのが審議されているのだそうです。これは今の高校、中学、高校と並立して別に6年生の中等学校を作ると、そういう事を県にいくつですか、数校作るというのですか、こんな事をやられたらそれこそ小学一年生の時から受験競争に走らなきゃならん、小学生まで受験競争に入って、結局この一貫性の、中学と高校一貫性学校に入れたいということのなればまたここで大変な競争起きると思うのです。そういう逆行をした方向にやはり進めないように教育委員会としても方向を打ち出して国に要求してもらわなきゃならんではないかと思うのですが、それ等についてもひとつお願いしたいと思います。

それからサッカーくじなんですけども、あの実際には問題が起きたらその時点で考えるということらしいのです。問題がちゃんともう出ると皆分かっているのに、そういう問題が起きたらその時点で考えるといったら、非常に不合理なその法律を皆で多数で決めちゃったんですけど、何よりも悲しいことは世界第2位の経済大国という日本が博打でなければスポーツの予算出せないというところに問題あると思うのです。やはりスポーツを何と考えているかということと言うと、やっぱりこれは問題あるかないかではなくて、本質的にやっぱり国がスポーツには金を出すと、博打には任せないということをや〜で取り組むべきでないかと、こういうふうに思っているのです是非と

もそういう点を要求しておきます。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） いま30人学級につきましては教育委員会としてもそういう形を望んでございますので、従来とも今の40人学級から少なくなることには賛成をするという、そうしてほしいという意志は変わっておりませんので、その事に対して反対するなにもものにもないという～～、逆にお願いをしたいというような形を取ってございます。

それからゆとりある教育でございますが、先程言いました6年生の中高一貫教育、これらにつきましてはゆとりある教育の立場からいろんな面でご意見を申し上げたいというふうに考え方をしております。

それから最後のサッカーくじですけども、これにつきましては議員のお考え、国が面倒を見るという、予算をするというのはそれはその通りだと思いますし、これは～～するなにもものでもありません、その通りだという～～～～。

（16時14分 野議員 入室）

○議長（吉尾政春議長） 以上で、教育長に対する一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了致します。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成10年6月17日提出。

沼田町長名。

次の頁に専決処分書がございます。

地方自治法第179条第1項の規定によって、平成9年度沼田町一般会計補正予算（専決第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成10年3月31日。

沼田町長。

別冊の平成9年度沼田町一般会計補正予算（専決第1号）をご覧戴きたいと思いま

す。

今回専決処分となるということの理由でございます。平成9年度の最終補正予算、3月の定例会でございますけども、これは3月5日に提出されましたが、事務処理上補正予算の取りまとめは2月の12日に行われております。従いまして、その後の歳入歳出については確定されてましても3月補正に反映されないのが現状であります。また従前より繰越金は当初予算で5,000千円を計上しており、出納閉鎖後の不用額は過去補正予算最終専決をしましても40,000千円から20,000千円程度を繰り越してございます。それで自治省と、更に道、支庁等の指導によりますと50,000千円以内との指示ということもございまして、50,000千円以上の繰越を生じた団体についてはふゆう団体として交付税、過疎対策事業債に影響を及ぼすということもございまして、今回起債、補助金等については4月に入ってから、遅いものもありますと5月中旬までの決定通知がこないということもございまして、今回一般会計の補正予算を行ってそれぞれ精査しました結果、3月31日をもって補正を行ったということで今回議会を招集する暇がなかったということでの専決処分でございます。

内容につきましてご説明申し上げます。まず前段は省略しまして、まず歳入歳出予算の補正でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に最終歳出それぞれ125,841千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,472,321千円と定める。

第2項は省略させまして、地方債の補正の第2条でございますけども、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

5頁に記載がございまして、最後の22頁にちょう〜後が書いてございまして、お目通し願います。

平成10年3月31日

沼田町長。

まず歳出によりご説明を申し上げますので、16頁をお開き下さい。

16頁でございますけど、まず議会費の今回の専決の補正額は392千円で、旅費の、普通旅費の減ということでございます。

2款の総務費、補正額が11,230千円の減額でございます。主なものは17目のスコーレセンター費6,719千円の減額、これがスコーレセンターの業務委託料の減ということになってございます。次の頁の17頁でございますけども、20目の町政等施行50周年

記念事業費 1,499千円の減額、これは説明欄に書いてありますとおり記念の優待事業の補助金が減ったということでございます。

次の3款の民生費の補正額が41,830千円の減額。主なものでございますけども、8目の老人医療費38,478千円の減額で、この中では老人会計特別会計の繰出金の37,473千円が主なものでございます。

次の18頁でございます。4款の衛生費 3,833千円の減額でございますけども、これは沼田厚生病院に対する運営費の減と、乳幼児医療費の減、これ併せてこの金額ということになってございます。

6款の農林水産業費 550千円の減でございますけども、主なものは農業総務費の海外研修の補助金の減ですとか、農業振興費のはたらく振興の補助金の減が主なものでございます。

次の19頁、8款の土木費 6,294千円の減額でございます。主なものは道路橋梁費で4,207千円でございますけども、ほとんど除雪経費が今年意外と雪が早くなくなったということでのそれぞれの減額でございます。その中で道路新設改良費につきましても土地購入費等の減があったというでの1,020千円の減額、河川費、土地計画費につきましてもそれぞれ事業費が減ったということでの減額でございます。

次の20頁の10款の教育費でございます。3,505千円の減額でございますけども、それぞれ大きなものはございませんけども、それぞれ教育総務費、小学校費、中学校費等々がそれぞれ執行残ということでの減額、併せて3,505千円の減ということでございます。

次の21頁でございますけども、12款の諸支出金、補正額が193,475千円でございます。この金額は今回補正がありましてのその分をここで処理したということでの、まず振興基金の積立金が100,000千円、更に自動車学校へ積立金の増が3,856千円、企業立地の基金の積立金、これが50,000千円、それから生涯学習センターの建設基金の減が10,381千円の減、庁舎整備基金の積立金が50,000千円というのが大きなものでございまして、以上が歳出の主なものであります。

次に歳入をご説明致したいと思っておりますので10頁をお開き願いたいと思っております。

歳入の1款の町税 4,955千円でございますけども、主なものは町民税の3,557千円と、4項のたばこ税でございます。たばこ税 2,574千円、これの増でございます。

次に2款の地方譲与税は自動車重量譲与税と地方道路譲与税の増ということで7,89

2千円の増でございます。

次の頁の3款の利子割交付金。これは決定いたしまして1,831千円の減ということでの補正でございます。

次の4款の地方消費税交付金3,442千円も、これも決定されたということでの補正の減でございます。

5款のゴルフ場利用税交付金1,052千円でございます。

次の8款の地方交付税、特別交付税等も含めまして今回補正額は149,196千円の増ということでございます。

次の12頁でございます。11款の使用料及び手数料32,719千円の減でございますけれども、主なものは自動車の授業料の増が3,856千円と、スコーレセンターの使用料の減が29,199千円、健康管理施設の使用料が7,376千円の減ということでなっております。

12款の国庫支出金8,549千円の補正の減でございますけれども、主なものは児童措置費の負担金の減が3,577千円と、介護支援のセンターの運営費補助金の減が5,850千円が主なものでございます。

次の13頁の道支出金でございます。今回7,062千円の増でございますけれども、大きなものは道補助金の民生費の在宅介護支援センターの運営費補助金の増、これが5,850千円が主な道支出金の補正でございます。

14款の財産収入でございます。8,071千円の補正の増でございますけれども、土地売却収入、これは緑町の道々の用地の売却、拡幅分の町有地の売却ということでの増でございます。

16款の繰入金350千円の減は産業振興基金の繰入金の減でございます。

次の14頁でございますが、18款の諸収入15,604千円の増は産炭地域の臨交金の増ということでの補正でございます。

それで最後のございますけど19款の町債、21,100千円の補正減はそれぞれ最終的に起債が確定したということでの精算ということで、厚生病院の宿舍の700千円の減でございますが、農水債の簡易水道減、消火栓の減、それから21世紀パワーアップ特別事業の増ということでの4,200千円、それと土木債で南町の交通安全施設、それから緑ヶ丘の特殊1種等で14,300千円の減、緑町公住の建替事業債が500千円の増、一般公共では15,300千円の減、それから臨時税の税収補填債でございますけれども4,500千

円の増ということで、以上が歳入の主なものであります。

以上、よって専決処分の承認を求めるとのことでの提案でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） いま財政課長、臨時議会を招集する期限がなかったのに、余裕がなかったとか、そういう意味の発言あったのだけど、したら31日、例えば何日前でなきゃ招集できないということに〜〜、書類、例えば計算が31日ぎりぎりだったんだという意味なのか、どういう事でそういう余裕がなかったのか、ちょっと説明してほしい。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） はい。自治体のこういう経緯というものは4月1日から始まって3月31日で終わるとい、わずか一年限りの、一応行政はこう永遠に不滅でございますけども、一応会計は一年一年ということに自治法で決まっております。それに対する、先程の説明にしましたけども、繰越金が5,000千円以上があるとふゆう団体とみなされてそれぞれ交付税ですとか過疎債に影響がございます。これはもう過去何年もこのようなことで説明して頂いておりますけども、そんなようなことで今回も3月31日で閉めるということになったときに、100,000千円以上の余裕金が出てきたということで、それを精査しながら結局3月31日をもって精算しないとそういう数字が出てこないということでの議会を開く暇がなかったという、専決処分の理由ということでございますので、止むを得なかったということのご理解を頂きたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再 はい。ちょっとそれ納得できないのです。例えば他の市町村みて、こんなふうに専決処分の多いところ、俺ないと思うのです。私達いろんな議会、議員集まってやりますけれども、何でこんなに専決処分、うちだけが多いのかというふうに感じます。他の町村ではうちとは全く事情が違って、出来るけれどもうちら、この沼田町はそういう特殊な事情があって出来ないということなのか。だから、何か出来なかったことが当たり前みたいに言われたのじゃちょっと納得できないんだよ。

○議長（吉尾政春議長） 休憩します。

16時25分

---

○議長（吉尾政春議長） 再開をいたします。

16時31分

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決致します。お諮りいたします。承認第1号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。旭寿園長。

○旭寿園長（高儀博幸園長） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

次頁お開きください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定によって、平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（専決第1号）を、別冊のとおり専決処分する。

平成10年3月31日。

沼田町長。

別冊の沼田町特別養護老人ホームの専決第1号をお開きください。

この事につきましては決算年度末3月31日現在で、歳出が歳入を上回ったというようなことで精査をいたしました結果、最終的に必要最少限度範囲内で、340千円の積立基金を繰り入れて収支の均衡を図るということでございます。～～～につきましては11頁の歳出をお開き願いたいと思います。

これは施設の総務費でございます。総務費につきましては532千円の減、それぞれ3月定例でご決定を頂きました第3号の補正予算以降の、先ほど申し上げましたように精査をするための上限でございます。

次の頁は事業費でございますが、この施設事業費につきまして需用費2,334千円の増でございますが、その中で原材料費の所謂賄い材料費が1,697千円、予算よりオーバーして出ているということで、その他燃料費、消耗品費、ご覧のとおりでございます。それで補正額は2,032千円ということで事業費が増になっています。

その他につきましては最終、所謂必要限度2,340千円を積立基金から取り崩しまして当てたということでございますので、この細かいところは千円以上が全部最低の補正予算と、所謂取り崩すということで整理をしてございますので、お目通しのほどお願い申し上げます。

今後予算の管理につきましては、厳正にとり行っていきたいと思っておりますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

以上、説明を終わります。

(16時32分 篠田町長 退室)

○議長(吉尾政春議長) 助役。

○助役(西田篤正助役) 追加で説明をさせて頂きたいと思っておりますけれども、先程からご論議頂いております専決処分の関係でいきますと、これは一般会計のように複雑な会計ではありませんので、これは確かに最終の3月補正が見方が甘かったということで、私どもとしても職員に対して十分注意を申し上げておりますので、ご了承頂きたいと思っております。よろしくお願いたします。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認め、討論を終結してもいいですか。

(賛成の声 多数あり)

○議長(吉尾政春議長) お諮りいたします。承認第2号は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定によって、平成9年度沼田町老人保健特別会計補正予算（専決第1号）を、別冊のとおり専決処分する。

平成10年3月31日。

これ補正の関係でございまして、今の助役のほうからもお話ございましたけども、3月の補正の段階で医療費の関係が見方が甘かったということに、そういうことになるのですけれども、大体一人当たりお年寄りの場合、新聞や何かで見たことあると思いますけども年間大体100,000千円分ぐらいかかる人もいるわけで、ひとつき高額医療とすれば3,000千円ぐらいかかる人もいるということで、大体10人前後の〜のこう医療費が多く余ったということなんですけども、そういった関係もございまして専決させて頂いたということが主なものでございます。

それで別冊でございまして、平成9年度沼田町老人保健特別会計補正予算（専決第1号）でございまして。

平成9年度沼田町老人保健特別会計の補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,634千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ768,482千円を定める。

第2項は省略させて頂きまして、平成10年3月31日。

～～～でございます、歳出のほうでございます。7頁でございます。1目の医療給付でございます、先程申し上げましたとおり医療費の関係が当初考えておりましたよりも支出がなかったというふうなことで、医療費の給付につきまして26,988千円を減額させてもらったというものが大きなものでございます。

後は支給費と手数料の関係につきましてはそれぞれ関係するというところで減額させてもらっております。

それから歳入の関係でございます。

(「異議なし」の声あり)

○民生課長(半田昭雄課長) それでは説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

(16時37分 篠田町長 入室)

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第10、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(平木昭良課長) 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

次の頁に専決処分書がございます。

地方自治法第 179条第 1 項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。

平成10年 3 月31日。

沼田町長でございます。

まず今回専決処分に至った理由でございますけれども、平成10年度の地方税法の一部を改正する法律は、この時点は 3 月27日の時点でございます。この時点では参議院の地方行政けいさつ委員会で審議中ございました。その後 3 月31日可決、成立の予定ということでの情報が入ってございまして、公布については政令を含めて公布手続き終了後 3 月31日の公布の予定ということでの、この時点での議会の開催が出来ないということでの専決処分でございます。

まず内容でございますけれども、地方税法の改正の理由でございますけど、最近における社会情勢、経済情勢の変化に対応して、早急に実施すべき措置として土地等のじょうど益の加わる個人住民税の税率等の見直し等の地方税法の改正に伴う町税条例の一部改正ということでございます。

それでは次の頁に条文がございますので、ご説明申し上げます。

条例の朗読はちょっと省略させてもらいまして、9枚めくってもらいまして改正案の概要のついてご説明をいたしたいと思っております。9枚ほど、ちょっと長いんですけども、横書きで町税条例改正（案）の概要NO, 1、2、3とございます。そこで順番にご説明もう上げたいと思っております。

まず、今回特別土地保有税の関係でございますけれども、納期限後に納付し、または納付する税金、または納付金にかかる延滞金が今回の改正事項で改正案では公共的な建物のように供する土地の、予定の土地に係わる徴収猶予制度及び免除制度の創設がございました。

次の固定資産税、これは省略させてもらいまして、次の町民税、固定資産税、鉱産税、特別土地保有税の共通でございますけれども、町民税等の納税管理人に関する規定の整備がございました。これは納税管理人については、町長の承認を得た場合には地域外に住所等を有するものを納税管理人と定めることができることと、徴収に支障がないと認めた場合は納税管理人に定めることを要しないということが今回の改正で

ざいます。

次の固定資産税でございますけども、固定資産税の課税標準では適応条文等の等の訂正がございました。次に納期の変更でございますけども、4月1日から同月の30日、それから6月1日から同月30日、12月1日から同月25日の納期でございますけども、4月1日からにつきましては従前毎年町政条例の改正で5月納期ということになってございましたのを、これ条文の改正でこれを5月末と7月末と11月末ということによって改めまして、これによりまして町民税の納期が6、8、10、12、固定資産税が5、7、9、11と、重複しないような納期の設定を致しました。

次に特別土地保有税につきましても、免税点の改正事項がございました。

次の頁でございます。町税共通で延滞金の特例、これは日本銀行法が変わったのでたまたまこれは文の文言の修正ということでございます。

次に個人の町民税でございますけども、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等が340千円でございますのが350千円に変更になりました。これは生保の基準との整合性を図るための改正でございます。

次の特別土地保有税でございます。これ読み替え規定の改正ですとか、課税の特例ということでそれぞれ条文の追加がございました。

次に下にいきまして個人の町民税でございますけども、土地の譲渡等に関わる事業所得等に関わる町民税の課税の特例、これは第4項が追加されまして、平成11年度からの適応になります。それから超短期所有土地の譲渡等に関わる事業所得に係る町民税の課税の特例でございますけども、これも平成10年限りということで全文が削除されました。次の3枚目でございます。個人の町民税で長期譲渡所得に係わる個人の町民税の課税の特例でございますけども、長期譲渡所得の税率、ここの現行は40,000千円以下と40,000千円超から80,000千円以下、80,000千円超と書いてございますこの税率が右のほうにいきまして引き下げということで60,000千円以下と60,000千円超でそれぞれ従前6、7.5、9%であった税率がそれぞれ6%と7.5%ということで、これは平成11年度からの適応ということになります。次に優良宅地造成のための土地譲渡の長期譲渡所得の町民税の特例は、それぞれ条文の改正がございましたのと、居住用財産の譲渡につきましてもそれぞれ条文の改正、短期所得に係わる町民税の課税の特例につきましても、これも同じく条文の改正がございまして、それぞれ平成11年度からの適応ということになってございます。

以上、大雑把でございますけどもそれぞれ条文は省略させてもらいましたけども、これが今回の町税条例の改正の概要ということになってございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なし認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。承認第4号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第11、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

次頁をお開きください。

専決処分書でございますが、地方自治法第179条第1項の規定によって、町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。

平成10年5月31日付けでございます。

沼田町長名でございます。

次頁をお開き下さい。町営バスの運行に関する条例の主な改正点だけをご説明をさ

せて頂きます。第1条中、始発便が沼田町役場前が旧でございましたけれども、町長の行政報告のなかにもありましたように、バスの関係で通院者がおられるようでございまして、その利便性、或いは町民の方の利便性も考えまして新たに厚生病院前を始発とするものに改めるということでございます。

第4条の第1号の料金表でございますけれども、大人普通旅客料金表を別表第1に改めとなっておりますが、運賃等については改め、改正はございません。これは停留場名が旧停留所でそのままの古いままの条例になってございましたので、それぞれ現状のいま使われている停留所名に改めたということでございます。ちなみに申し上げますと、いま現在体育館前となっているのが旧ではアカシヤ団地前という形になってございましたし、工業団地前につきましては旧は五カ山という形がございました。恵比島に入りまして永徳寺につきましては、恵比島という形になってございまして、失礼しました、永徳寺のところについては前は地区館前です、それから現在の活性化センター前は旧では恵比島という停留所名になっておりますので、これを現況の停留所名に改めたということでございます。料金に改正ではなく、停留所名を現況に併せて改正をしたということでございます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なし認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。承認第5号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います

ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

16時48分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員